

厚生文教常任委員会

平成26年9月12日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年9月12日（金） 午前9時30分 開会
午後4時47分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚
副委員長 白石 栄一
委員 内野 悦子
" 西川 朗
" 増田 順弘
" 藤井本 浩
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 川村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和 弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正 親
市民生活部長 芳野 隆 一
新炉建設準備室長 巽 重 人
" 補佐 植田 和 明
保険課長 中嶋 卓 也
" 補佐 脇田 公 典
新庄クリーンセンター所長兼
當麻クリーンセンター所長 増井 良 之
保健福祉部長 山岡 加代子
社会福祉課長 西川 佳 伸
" 補佐 石井 由 美
子育て福祉課長 岡 幸 子
" 補佐 井 邑 陽 一
" 補佐 油 谷 知 之
長寿福祉課長 門口 尚 弘

〃	補佐	西川	育子
〃	補佐	森井	敏英
健康増進課長		水原	正義
教育部長		田中	茂博
学校教育課長		井上	昌典
学校給食センター所長		高橋	一馬
〃	主幹	松田	和男
〃	補佐	高津	和司
体育振興課長		吉村	恭信
當麻文化会館長兼			
新庄文化会館長		大谷	肇
総務部長		山本	眞義
総務財政課長		安川	誠

6. 職務のため出席した者の職氏名

書記	中井	孝明
〃	新澤	明子
〃	山岡	晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第33号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第34号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第35号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第37号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議第40号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第41号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第42号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- (2) 葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

おはようございます。皆さん方大変お忙しい中、委員の皆さん全員参加いただきましてありがとうございます。また、本日、厚生文教の委員会は議案が大変多いですので、皆さん方慎重審議の中でも円滑に進めてもらいますようにご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

委員外議員の出席は、川村優子議員でございます。

一般傍聴の申し入れが4名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

お知らせいたします。本委員会に付託されております議第42号、学校給食特別会計補正予算の審査に当たりまして、白石副委員長とともに相談させていただき、本日の委員会に総務財政課の職員も出席願っておりますので、委員の皆さんにおかれましてはご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに議第33号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長より説明をお願いいたします。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第33号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

初めに、条例の説明に入ります前に、後で出てきます議第34号、議第35号につきましても関連がありますので、子ども・子育て支援新制度の概要につきましてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援法、認定こども園の一部改正法、関係法律の整備法に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な成長、保育の量的拡大確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものです。この制度は、平成27年4月から本格的な実施が予定されており、子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、各自治体では

新制度の実施に向けた整備を進めているところで、本市におきましても、新たに認可や確認の基準に係る条例を定める必要があります。基準を定めるに当たりましては、府省令で定める基準に従い定めるもの、従うべき基準と府省令で定めるべき基準を参酌して定めるべきもの、参酌基準が規定されております。条例制定に当たりましては、国が示しました基準を満たすこと、またこれまでの本市における基準を下回ることがないようにすることを基本とし、葛城市子ども・子育て会議にて検討を行った結果、従来の本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、原則として国の基準をもって本市の基準といたします。なお、一部経過措置等として設定するものがございます。

それでは、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、ご説明申し上げます。

現在保育所は、児童福祉法及び奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、幼稚園は学校教育法施行規則や文部科学省令で示された幼稚園設置基準及び本市の条例に基づき運営しております。この条例施行後におきましても、保育所や幼稚園、また利用者にとりまして変更等はございません。子ども・子育て支援新制度におきましては、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として、施設が受け取ることができることとされました。これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者につきましては、国が定めた基準を踏まえ、市町村が定める条例による運営に関する基準を順守する必要があり、認可を受けている教育・保育施設及び地域型保育事業が給付対象となることを、本市が確認するための基準を条例で定めるものでございます。

それでは、お手元に配付させていただいております資料1、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める法令概要により説明させていただきます。

1 ページ目ですが、中ほどにあります、子ども・子育て新制度では、子どものための教育・保育にかかる給付が創設され、当該給付の支給の対象となる施設、事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となり、対象となる施設事業及び給付は、表のとおりでございます。特定教育・保育施設には、幼稚園、保育所、認定こども園があります。特定地域型保育事業としては、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業です。給付につきましては、施設型は施設型給付、地域型につきましては地域型保育給付となります。なお、私立の幼稚園につきましては、新制度施行以降も、施設型給付の支給を受けず、現行どおり、私学助成等により運営することも選択できます。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を要する子どもについて、3つの認定区分が設けられ、この区分に従い、施設型給付が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して支給されます。1号認定の子どもは、3歳から小学校就学前で、2号認定以外の子ども、施設としては幼稚園、認定こども園です。2号認定につきましては、3歳から小学校就学前の保護者の就労または疾病等により家庭において保育を受けることが困難である子どもで、保育所、認定こども園があります。3号認定は、0歳から2歳の2号認定と同じ要件の子ど

もで、保育所、認定こども園、地域型保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が選択できます。

続きまして、2ページからお願いいたします。特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。利用定員といたしましては、本市が定めます条例の第4条で、国の基準では認定こども園、保育所の利用定員は20人以上とする。認定こども園は、1号、2号、3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は、更に0歳、更に1歳から2歳区分に区分する。幼稚園は、1号認定子どもの利用定員を定める。保育所は、2号、3号定員、子どもの区分ごとに利用を定める。3号は、更に0歳、1歳から2歳に区分することとなっております。利用者への説明につきましては、利用申込者に対しては、運営規定の概要、職員の勤務体制等につきまして、提供する利用者の同意を得なければならないということになっております。本市の条例は5条でございます。

応諾義務といたしまして、条例第6条で、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとなっております。選考の方法といたしまして、これも第6条で、利用定員を上回る見込みがあった場合は、選考しなければならないとなっております。1号認定子どもは、抽選、先着順、設置者の理念、基本方針に基づく公正な方法による選考をする。2号、3号認定の子どもは、保育の必要の程度、家庭等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう選考することとなっております。あっせん、施設、行政への協力につきましては第7条、支給認定証の確認、支給認定申請の援助につきましては第8条、第9条で定めております。小学校の連携につきましては第11条で、教育・保育の記録につきましては第12条で定めております。利用者負担額の徴収につきましては第13条で定めており、特定教育・保育施設は、保護者から利用者負担金の支払いを受ける。特定教育・保育の向上を図る上で、特に必要であると認められる場合は、利用者負担額に上乗せして徴収することができる。上記のほかに、日用品、文房具等の購入費用、行事の参加、食事の提供、通園バス、その他保護者に負担させることが適当なものについては、上乗せの徴収ができることとなっております。

次に、施設型給付の通知ですが、第14条で特定教育・保育施設は法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならないと定めております。取扱い方針につきましては第15条、評価につきましては第16条、不正行為の通知につきましては第9条に定めております。運営規定等につきましては第20条、第21条、第22条、第23条で定めております。

次のページ4ページをお願いいたします。機密保持、個人情報等の保護につきましては第27条で、利益供与等の禁止につきましては第29条で、苦情解決等につきましては第30条で定めております。事故発生の防止及び事故発生時の対応につきましては第32条で定めております。

特別利用保育の基準につきましては第35条で、保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を順守しなければならない。特別利用教育の基準につきましては第36条で定めており、幼稚園が2

号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制、その他に関する設置基準を遵守しなければならないとされております。

次のページ、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。利用定員につきましては第37条で定めており、特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。家庭的保育事業は1人から5人、小規模保育時用A型、B型につきましては6人から19人、小規模保育事業C型につきましては6人から10人、5年間の経過措置があります。居宅訪問型保育事業につきましては1人として、上記定員は0歳と1歳から2歳に区分して利用定員を定めることとなっております。利用者への説明の同意につきましては第38条、応諾義務につきましては39条、選考につきましても第39条でございます。支給認定証の確認等につきましては第8条を準用することとなっております。あとは小学校との連携は第11条、教育・保育の記録につきましては第12条を準用しております。連携施設の確保につきましては第42条に定めております。

6ページ、利用者負担額等の徴収につきましては第43条に、地域型保育給付の通知につきましては第14条を準用しております。取扱い方針につきましても第44条、評価につきましても第45条、不正行為の通知につきましては第19条を準用、運営費等につきましては第46条、第47条、第48条、第23条を準用しております。秘密保持につきましては第27条、利益供与の禁止につきましては第29条を準用、苦情解決等につきましては第30条を準用、事故発生の防止及び事故発生時の対応につきましては第32条を準用しております。

特別利用地域型保育の基準といたしまして、特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに特別利用地域型保育を準用するときは、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならないとなっております。第51条で定めております。特定利用型地域保育の基準につきましては第52条に定めております。

その他といたしまして、特定保育所に関する特例を附則2項、3項で定めており、利用基準に関する経過措置につきましては附則第6項で、連携施設に関する経過措置につきましては附則第7項で定めております。

なお、この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとなっております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま山岡部長の方から、葛城市特定教育・特定保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明をいただきました。いろいろ資料を見させていただきますと、他の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等にも重なって質疑を行う結果になるかもわかりませんので、その辺はご理解をいただいて、とりあえず今ご説明いただきました議第33号についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。

本制度は、これまでの幼稚園や保育所、あるいは認定こども園等、本当に現状の日本が抱えている少子化、あるいはその中で保育所においては待機児童が本当に多くて解決できない、こういうふうな状況にある中で、政府は新たに子ども・子育て支援新制度をつくり、これを一挙に解決をしていく方向を一応打ち出してきた。これらは、いわゆる日本を支えていこうというこれからの方針を定めている骨太の方針、あるいは国土グランドデザイン等の中で出してきた。その上に安倍さんのアベノミクス、その中で1つの施策に掲げている女性の就労率を上げていこうと、こういう経済的な点を加味して、加味をしているというのではなくこれが中心ではないかというふうに思うんですが、民間事業者の参入等、競争をすることによって、より質の高い保育を、あるいは事業者の参入を求め、待機児童の解消をしていく等々のねらいがあるわけであります。

しかし、せっかくの新しい制度ができたわけでありますから、しかも特定地域型保育事業については市が施設の基準やいろいろな利用の基準を決められるという、そういうものでありますので、せっかくできた制度をよりよいものにしていくという点では、これは大事なことだというふうに思います。

そこで私は、児童福祉法の第24条第1項、市町村は全ての子どもたちに平等で豊かな乳幼児の時期を過ごせるように保障する、そういう責任を持つことを明らかにされているわけですが、この立場で、私は条例制定をやられてきたというふうに思うわけです。この視点からお伺いしてまいりたいと思います。

本制度は、平成12年でしたか、介護保険制度ができました。この制度は認定制度があって、この認定を受けた者しか制度を利用できない、こういう仕組みになっているわけですが、こういう制度をたたき台にして、新たに認定をするというそういう仕組みを入れていくわけですが、この点認定に当たって、介護保険制度では数十項目にわたるチェックをすとかコンピューターでやっちゃうとか、こういうことがあるんですが、何を基準にして、一定の基準は書かれているわけですが非常に介護保険と違って客観的な点がわかりにくいわけで、まずその点について、1号認定、2号認定、3号認定の、この認定の事務についてどのようになされるのか、具体的にお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、これまでと利用の手続がやっぱり変わってきているというふうに思うんです。この制度全体がまだ市民、保護者に周知徹底されていないということですから、利用手続が新制度によってどのようになっていくのか、施設型給付あるいは特定地域型保育給付において、お伺いを改めてしておきたいと思います。

それから、保育料、いわゆる利用料の負担の徴収についてであります。これらは全ての保育事業にかかわることでありますので、議第34号、議第35号にもかかわってお答えをいただくことになると思いますけども、よろしくお願いをしたいと、このように思います。特定保育・教育は保護者から利用者負担の支払いを受ける。あるいは、質の向上を図る上で特に必要と認められる場合、利用者負担額に、保育料に上乗せをして徴収することができる。これらは特定地域型保育についても同様であります。いわゆるオプションがあって、そのオプションについて徴収できると、こういうことになってきているわけでありますけども、現状の

幼稚園、保育所等と比較しながら、また、本市には特定地域型保育事業は今のところありません。近隣市などでの実態等を把握されているならば、それらと比較してお答えいただければありがたいというふうに思います。いわゆる保育料の算定の方法が変わるのか変わらないのか、負担がふえるのかふえないのか、この辺は非常に保護者、市民の関心の高いところでありますので、お伺いしておきたい。それから、保育料の負担軽減の策は、これまでの事業と新制度ではどうなっているのかも。

これはたくさん言うたな。3問までやからな、大体このぐらいにしておきますわ。答える方も大変やし、聞いている方も大変なので、よろしくをお願いします。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 おはようございます。子育て福祉課の岡です。よろしくお願いいたします。

まず子育て新制度について、簡単にポイントだけ説明させていただきます。

そしたら認定の方で、まず最初のご質問からお答えさせていただきます。資料1のところの1ページの一番下のところにありますように、来年度からは1号認定、2号認定、3号認定、先ほど説明がありましたように、認定区分が設けられます。これを受けるに当たって、ちょっと質問の方で前後一緒に混ざってしまいますけども、利用手続をするに当たり、一応来月に来年度の保育所の入所募集をさせていただき予定をしまして、今、検討しているところなんですけども、その中で支給認定申請、保育の必要性の認定に関する申請も、今までの保育の入所に関する申請と同時に受けるということになっております。それに当たりまして内容でございますが、今まで葛城市で入所の受け付けをしている内容と支給認定につきましてはほとんど変わっておりません。まず、国の定めております定めによりまして、認定をさせていただくことになります。まず、事由といたしまして就労条件、それから2番目に妊娠・出産による事由、それから保護者の疾病・障がいによる事由、同居親族等の介護・看護、それから災害復旧、それから6番目に求職活動、7番目に就学中、8番目に虐待やDVの恐れがあること、それから9番目に育休取得時に既に保育を利用していること、それからまた最後にその他市町村が定める事由ということになっておりまして、それにより申請を受け、同時に入所の申請と同時に受ける予定を、別の申請書により受けるということでさせていただいております。それによって申請を受けてから、うちの方が客観的ということで審査をさせていただきまして、1号、2号、3号の認定書を保護者の方に送らせていただくというように、今、予定とさせていただいております。

それから、利用料の徴収、利用負担金、今で言う保育料の関係ですが、今のところ、今度は平成24年度から公定価格という形で国の方から示されることになっておりまして、今度の来年度の予算の時期までは国から示されるということは聞いておりまして、今のところ仮の公定価格という形で示されている内容では、現状と変わりが無いという数字が出ております。葛城市といたしましても、これから国から示される数字と現在のものを検討しながら、進めさせていただきたいと思っております。

次に、特定地域型施設につきましては、今のところ葛城市ではございませんが、今、葛城市子ども・子育て会議におきまして、来年度から5年間の子ども・子育て支援事業計画、5

年間に向けての計画を今策定中でありまして、今現在、昨年度にニーズ調査を行った数字に基づきまして、見込み量を今、検討しているところでございます。その見込み量につきまして、あと5年間の間にどれだけ確保しなければならないかということこれから検討していくところになっておりまして、その中で、今の施設がある中で必要とするならば特定地域型についても考えていけないということは出てくるかもわかりませんが、今現在はまだ何も特定地域型の施設を設置したいというところも事業者もございませんので、今のところはまだ検討はしておりません。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 課長の方からお答えをいただきました。

まず、保護者が、利用のための手続をしていくということになるわけでありまして、その手続が、窓口に来てもらえば、役所の方で認定の申請という形で市町村が受け付けて、認定の決定をして、その決定をするに当たって、認定というのは保育を必要とする事由と言わりましたけれども、その中で就労とか妊娠、出産、保護者の疾病とか、10項目挙げられました。最後の10項目がその他上記に類する状態として市町村が認める場合という形で、9項目以外でこのように市町村が認定をしていくに当たって、これまで同様のやはり対応をしていただけるものと、こういうふうに思っているわけです。制度が新しくなりました。更に広く、それぞれのニーズに応じて標準保育、あるいは短時間の保育、いろいろ選択をすることができるというのはこれまでと変わりが無いということで、実際に認定こども園もないので、そういうことになるわけでありまして、これがもし民間事業者が参入をしてくる、これは施設だけではなくて、地域型の保育事業者が出てくる、あるいは家庭的な保育が出てくるということになれば、やはり適切に対応していかなきゃならないということでもありますので、この点、事業者の認定等々だけではなくて、まず最初の入り口で、これまでの保護者の期待に応えられ、さらに本市は今のところ待機児童はいないという状況でありますけれども、定住促進の事業を進めていくとか、地域では減っているけれども葛城市がふえているというような中で対応していくわけで、柔軟に対応できるようにしていただきたい、こういうふうに思います。

保護者にすれば、この市との契約、あるいは事業者との契約、事業者の契約といたって、これは幼稚園との契約になるのかな。それで、事業者への利用料の支払い、これも幼稚園、これは当然そうや。現実には、本市の場合は、保護者や市民にとっては、制度はややこしく変わりましたが、手続はややこしいですけども、実際には変わらないということになっているということでもあります。

利用者負担、いわゆる保育料、これも大きな、認定とあわせて保護者にとっては関心の高いことでもあります。公定価格という形で、いまだに仮の公定価格しか出ていないということで、現状と変わらないだろうということしかまだ答弁をいただけない状況にあるわけで、もちろん民間にしる、公立保育所にしる、当然この公定価格は保育サービスの質を決める重要なことでもありますけれども、保護者にとっては負担になるわけでね、これは早くきちっと出し

ていただいて、施設の給付だけじゃなくて地域型の給付においても、ないとしても置きかえて保育料が上がるようなことのないようにお伺いをしたい。お伺いしましたオプション、これらについては、現状はどうなっているのか。保育所、幼稚園、どの程度どういう項目でどの程度で徴収をされている、そういう実績はわかりますか。

例えば認定保育園とか、うちにはないわけだけでも、他の市町村の実例なんかもあればお伺いしておきたい。実際に法定された保育料以上にどの程度の追加負担がされているのか、これはもう1回お答えをいただきたい。

それらのこのことによって、そういう制度が明確にされることによって、どの程度費用負担がふえるんですか。これはそれぞれが私立の幼稚園、あるいは保育所が、公立も負けないように、特徴のある教育をしようということになってきた場合、これが規定されてやれると、料金を徴収することができるということになってくれば、これはこれとして保育料全体にかかわる問題になりますので、わかる範囲でお伺いしておきたいというように思います。

西井委員長 課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。

上乘せの徴収につきましては、公立保育所に関しましては、ここの資料の3ページのところの部分で説明させていただくとしたら、ここの1番の日用品、文房具等の購入に関しましては、多分制服とかスモックとかという形になるかと思えます。2番目の行事の参加は、遠足の費用、それから3番目は食事の提供に関しましては、3歳児以上の主食費の800円になっております。通園バスとかは私立の方では負担になっていると思うんですけども、ちょっと内の方では把握はしておりませんので、済みませんけど。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 それはわかっているわけで、私が聞いているのは、この3ページに書かれているように、これは特定教育・保育にかかわらず、特定地域保育事業についてのオプションが認められるわけですね。明確に質の向上を図る上で特に必要と認められる場合、利用者負担額に上乘せをして徴収することができる、こうある。その下に「上記のほか」、今、岡課長がお答えいただいたのは、「その上記のほか」についてお答えいただいたように思うんですが、制服なんていうのは質の向上には全く関係ない。遠足も関係ないわけで。だから、質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合というのは、これは英語をやっちゃうとか、いろいろ、ダンスをプロを連れてきてやるとか、スポーツの専門的な保育者を連れてきてそういうカリキュラムを組んでとか、こういうことになるんじゃないかというふうに思うんですが、これはこれとして、特徴ある保育所や幼稚園やあるいは認定こども園を選べると、あるいは小規模型の保育所も選べるということにはなるんですが、このオプションがそれぞれの事業所の特徴を出すということで高くなれば、これは新制度が、いろいろなパターンの教育や保育事業を選べますよと言われたって、お金がなきゃ選べないということになるんです。そして、子どもが、子どもには責任がないです。子どもはお金を稼ぐことはできませんから、だからそういうことが生まれないように、やっぱり考えていかないかんと違うのかというふうに思うんです。

うちの場合は、今のところ関係ないということはありません。やっぱり民間事業者があるわけだからね。だから、その点はどのように、本当に子どもたちが平等に、どこの保育所や幼稚園、認定こども園でも保育が受けられるという、やっぱりそういう保育料を含めてつくっていくということがなければ、これは制度の趣旨に反すると、こういうことになるわけで、この点しっかりご認識をいただいておりますとともに、これらを解消するための手立てをやはり考えていただきたい。

いかがでしょうか。

西井委員長 市長。

山下市長 部長らでは答弁できませんので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

このことについては、可能性を縛るということもこちらからではできませんので、特色のある保育というものを、民間事業者も含めていろいろと取り組んでいこうというふうに思われているところもございまして。うちに預けていただければこういう保育ができますということも特色であろうと思います。それにどのような料金がかかってくるのかということ、その状況を見ていながら、行政がそのあたりを調整していけるものなのかどうなのか、推移を見守りながら、余りにも極端ということであるならば、また適切なる助言をしていくとか、またいろいろな可能性、行政が介入していけるような可能性等を考えながら推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 市長の方からもご答弁をいただきました。新しい明確なオプションに対する期待が、料金を徴収できるということになってきたわけでね、それはそれとして市長も言わはるようには、それぞれ特徴ある教育や保育をしていくということは、これは私も大事なことだというふうに思いますけれども、これまでのように措置制度というかそれを一定守りつつ、保育料はそんなにじゃなくて大体皆同じだと。幼稚園は若干違うと思いますけれども。そういう状況がやっぱり大きく変わってくる可能性があるということです。

ここでやはり所得、収入によって、本当に入所できる幼稚園や保育所、あるいは認定こども園等は変わってくる。アメリカの保育所なんかは、ほんまに1割が実際には貧困対策として保育をやっているみたいな、そういう状況にすらなっていて、あとはもう皆、本当に金さえ出せばそれこそピンからキリまでであるというふうな、そういう状況になっているんです。だから、この制度そのものは、本当に経済対策も含めて骨太方針とかで考えられているということから見たら、そういう方向に私は危惧を持っているわけで、その点はぜひ今のうちに押さえておいていただきたい。これから認定保育園、民間事業者、小規模保育の事業者等々が参入してくる可能性が大いにあるわけで、ぜひぜひよろしく願いしておきたい。

次に、ちょっと1回切りましょうか。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 次に、保育事業は特に標準時間が11時間です。短時間で8時間、幼稚園が4時間でしたか、それぞれこのように、それはもう当然時間が決まっていなくて、これはもう当然保育

や教育の運営が困るわけで、途中でごろごろ入ってきたりそんなことしたら大変ですけども。教育の標準時間が4時間、保育の標準時間が11時間、保育の短時間が8時間、こういうことで定められているわけで、これは前後、今までのいわゆる延長保育というんですか、これらの扱いはどのようになるのか。これまでと変わらない延長保育が認められて、そしてその保育料も軽減が受けられると、こういうことになるのか確認をしておきたいと、このように思います。

それから、一挙に走ってしまいますけれども、議第33号で全体のことをやっていきたいというように思うので、ここに、パンフレットをいただきました。そのパンフレットの中にこれまで保育上で懸案になっていたことが、本当に13事業の中で明記をされているわけであります。ちょっと資料はあれですけども、一時預かり、それから病児保育、病後時保育とかそういう保育、そういうことが、まさに具体的に私はやらしてもらわなきゃならないと、こういう状況になってきているというふうに思うんです。もちろん今、制度がコロッと変わって、原課は大変な状況にあるというふうに思いますけれども、これまで懸案事項として議論がされてきた、そういう一時預かりとか病後児保育とか、いろいろそういうものを、事業、いわゆる新制度からしたらサービスというんですか、そういうサービスを具体化しなければならないというふうに思いますけども、この点はどのようにお考えになられているのかお伺いしておきたいと、このように思います。病児保育、もちろん延長保育もそうですけど、それらをどのようにやっていくのか。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。

ただいまのご質問につきましては、現在延長保育、一時預かりですが、現在も事業を実施しております、引き続き実施していく予定としております。何も変わることはないと思っております。今までどおりということで、延長保育につきましては、先ほどおっしゃっていただきました11時間までが標準保育、それ以上を超えると延長保育という形で現在も実施しております。

あと病児保育事業につきましては、やはり病院、保育所となりますと、保育所ですと、病院でも同じですけども、専用スペース等も置いて看護師等も一時的に保育の中に別で入っていただかないといけないということも、以前からお話しさせていただいているとおり、やはり今後も検討していきながら、していかないといけない事業として、今はまだないという形で、済みませんけど。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 もちろん延長保育、一時預かりは現状でも取り組まれているわけですけど、全ての保育所で取り組んでいるんですか。延長保育はもちろんですけど、この一時預かりや病児保育といういろいろなニーズに対して、本当に身近なところで一時預かりが受けられる、あるいは病児保育が受けられるというような、そういう方向にしていかなければ、法が改正されたら値打ちがない。難しいからと先送りというのでは、これはいけない。病児保育であれば、それは例えば施設のキャパも含めて、磐城第二保育所をその拠点としてできるというふうに

も思いますし、それがためにあの磐城第二保育所を、私は思いきってやっぱり設置をしたというふうに考えています。この点も最初から逃げるということではなくて、やっぱり果敢に挑戦していく。せつかく新しい制度ができていくわけですから、これはもうぜひお願いをしておきたい、こういうふうに思います。

言うてみて。全部でしてくれていますか、一時預かり。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 済みません、先ほど一時預かりのことで抜けていまして済みません。一時預かりにつきましては、公立では磐城第二保育所で、あと私立では華表で実施しております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 延長保育は全部やっていると、こういうことやな。

岡子育て福祉課長 延長保育につきましては午後6時半以降ということになりますので、公立では磐城第二保育所、私立は3園とも実施しております。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程となっております議第34号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度におきましては、従来の認可保育所、利用定員20人以上の枠組みに加え、家庭的保育事業、5人以下、小規模保育事業、6人以上19人以下、保育が必要なものの家庭に置いて保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものに開放した事業の、4つの類型につき、新たに市町村の認可事業として事業類型が設けられることになりました。家庭的保育事業等を行うに当たって、市町村は、

国が定める基準を踏まえ条例で定めることとされ、家庭的保育事業者等は、その条例を遵守する必要があります。現在、葛城市には家庭的保育事業所等、今で言う認可外保育所は存在しておりません。また、今のところ、新規参入を予定しておられる事業所もありません。しかし、今後、参入希望保育所が出たときには、市町村の認可になるため、条例を制定する必要があります。

それでは、お手元の資料2、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）により説明申し上げます。資料2をごらんください。

地域型保育事業所には、先ほども言いましたが市町村の認可事業として位置づけられる事業です。原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業です。先ほども申しましたように、地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があります。これにつきましても、従うべき基準、参酌すべき基準があり、それぞれ国の基準どおりで定めております。

2ページをお願いいたします。全ての事業に共通する事項でございます。最低基準といたしましては、条例第4条、第5条で定めておりますとおり、最低基準を超え、設備及び運営を向上させること。最低基準を理由として、設備または運営を低下させてはならない。事業者等の一般原則としては第6条、保育時間につきましては第25条で、1日につき8時間を原則といたします。非常災害につきましては第8条、職員につきましては第9条、第10条、第11条で定めております。平等の原則につきましては、第12条、虐待等の防止につきましては第13条、懲戒権限濫用禁止につきましては第14条、衛生管理につきましては第15条で定めております。健康診断につきましては第13条で定めており、乳幼児についても利用開始時等、少なくとも年2回の定期健康診断を実施するとなっております。職員につきましては、特に利用乳幼児の食事を調理する者については綿密な注意を払わなければならないと規定されております。内部規定につきましては第19条、備える帳簿等につきましては第20条、秘密保持等につきましては第21条、苦情への対応につきましては第22条に定めております。

次の、家庭的保育事業、定員5名以下の事業ですが、職員につきましても第24条で定めております。職員数につきましては、家庭的保育者1人につき乳幼児3人以下となっております。設備、面積については、保育を行う専用の部屋は9.9平方メートル以上、3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3平方メートルを加えた面積が必要となっております。屋外遊技場につきましても、2歳児以上の場合は1人に3.3平方メートル以上が必要とされ、第23条でうたっております。給食につきましては、自園調理が基本となっております。それから、方法や設備、職員につきましては、第16条、第17条、第23条、第24条で定めております。連携施設につきましては第7条で、嘱託医につきましても嘱託医を配置することとなっております、第24条で定めております。

小規模保育事業のA、B、C型につきましては、職員等につきましては、さきに申しました家庭的保育事業と同じでございます。職員数につきましては、0歳児は3人につき1人、1歳児から2歳児は6人につき1人、3歳児以上は20人につき1人、4歳児以上は30人に1人という規定が設けられております。小規模保育事業については乳幼児3人につき1人とい

うことです。設備や面積等につきましても、先ほどと同じような基準で、第29条、第34条に定めております。給食につきましても先ほどと同じことで、第16条、第17条、第29条、第30条、第32条、第34条、第35条で定めております。連携施設につきましても第7条で定めております。嘱託医につきましても、先ほどと同じように嘱託医を配置することになっており、第30条、第32条、第35条で定めております。

居宅訪問型事業ですが、提供する保育は、障がいや疾病等の程度を勘案して、集团的保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育であります。教育保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少や確認の辞退により、当該施設に在園できなかった乳幼児に対する保育等となっております。第38条に定めております。職員につきましては第40条で、職員数につきましても、家庭的保育者1人につき乳幼児1人、一対一の保育となっております。連携施設につきましては第41条で定めております。

次に、保育所型事業所内保育所、利用定員が20人以上の保育所です。職員は保育士でなければならない。職員数につきましては、他の保育所と同じように0歳児3人につき1人、1歳児から2歳児は6人につき1人、3歳児から4歳児は20人につき1人、4歳児以上は30人に1人となっております。第45条で定めております。設備や面積等につきましても、0歳児から1歳児は、乳児室は1人1.65平方メートル以上、ほふく室ですが、1人3.3平方メートル以上となっております。2歳児以上につきましては保育室、遊戯室、ともに1人1.98平方メートル以上となっております。屋外遊技場につきましては、2歳以上児1人3.3平方メートル以上となっております。第44条で定めております。給食につきましても、自園調理が基本となっております。第16条、第17条、第44条、第45条で定めております。連携施設等につきましては、第7条、第46条で定めております。地域枠の子どもの受け入れですが、利用定員の区分に応じて地域の定員の定員枠を設けなくてはならないということになっており、第43条で規定しております。嘱託員につきましても配置が基本となっております。第45条で定めております。

小規模型事業所内保育所、利用定員19人以下ですが、これにつきましても先ほど言いました20人以上の事業所内保育所と同じような基準となっております。

附則といたしまして、施行期日では、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行の日から施行するとなっております。第2項から第5項では、食事の提供、連携施設、職員に関し、施行日から5年間の経過措置を定めるとなっております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 議第34号の葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の条例を制定することについて、若干お伺いしておきたいと、このように思います。

部長の説明のように、本市では小規模保育、家庭的保育、事業所内の保育等が現実にはな

いということですね。しかし、今先ほど来議論しているように、これは公の施策としてはないかも知れませんが、国のねらいというのは、まさにこういう小規模事業者、家庭的保育とか、そういう、どういうんですか、簡単とは言いませんけれども、保育事業に参入できると、こういうことで新制度に基づいて進めているわけで、これは大いに民間事業者の参入がされる可能性があるわけです。これに当たっては、面積の基準とか設備の基準とか、これらについては市が決めることができるというわけで、このたびの新制度の制定では、非常にこれが大きな特徴なんですね。でありますから、私はこの小規模の保育にしても、家庭的保育にしても、やはりいわゆる保育所と変わらない職員の配置、保育士の配置、あるいは面積基準等々、やはり踏襲してやられるべきだというふうに思います。

しかし、その内容を見てみますと、小規模保育事業を見てみましても、小規模保育事業のA型、定員6名から19名、保育の担当が保育士になっています。これはもう当然なんですね。ところがB型については、保育従事者は保育士が2分の1以上いけばいいと、こういう表記になっていると。さらに小規模のC型については、何て書いていますか、家庭的保育者というふうな書かれ方をしていますし、家庭的保育事業でも、これは、保育担当は家庭的保育者という表現がされております。

保育所では、全ての保育従事者は保育士のやっぱり資格を持っていますね。そういうことからしたら、同じ保育のサービスを提供するに当たって従事者の資格が緩和されているということなんですね。子どもたちが保育を受ける条件、環境が、やっぱり事業によって異なるというのは、これは問題があるというふうに私は思います。やっぱり平等な保育を受けられるべきだと思いますし、これらについては、これは参酌基準じゃないんですね、従うべき基準でしょうか。参酌基準じゃないんですか、ではなかったのかな。ああ、従うべき基準か。

例えば家庭的保育事業の3ページなんかを見ますと、この家庭的保育者というのは、市長等が行う研修を修了した保育士、これはこれでいいんでしょうね。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者、家庭的保育補助者というのは市長等が行う研修を終了した者と、こういうことになっているわけです。これは本当に子どものちゃんとした、どういうんですか、保育の環境も含めてですけども、1日を本当に安全に安心して過ごせるのかと。ご承知のように無認可の保育所で事故があり、亡くなった子どもたちもいます。そういう点では、やはり法に定められたこの保育所においてそういうことがあってはならない。最低限、保育士の資格を持った人が当たるべきではないかというふうに思うわけであります。この点、ちょっと待って、職員、これは参酌基準じゃないのか。従うべき基準になっているな。これは従うべき基準ということにはなっているけども、市として条件を、保育士ということに変えることはできないのか、本市の条例において、この点お伺いしておきたいと思えます。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。

今、家庭的保育者という形のご質問がありましたことで、この条例を定めるときに、ちょっと確認とかさせていただいたところでは、家庭的保育者は児童福祉法の6条のところ

にありまして、保育士、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められるものとして必要な研修を修了したことを認めるものとなっております。市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修でもよいとなっております。それで、現在、家庭的保育事業というのは認可外という形でありますけども、そこでもそういう資格のある方ということで、研修があるということでちょっと調べてみましたら、基礎研修という形で、全ての家庭的保育者が、講習等21時間と実習2日以上、それからあと、それが基礎研修になっております。それから、認定研修というのが、保育士以外のものに、基礎研修に加えて受講することとなっております。まして、看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者1年以上、その方に関しては講習が40時間、実習が48時間の計88時間、それから認定研修の方で、別で、経験のない家庭的保育経験者、1年未満となる方に関しましては、講習等40時間、保育実習48時間、20日間という形であるということをお聞きしておりますので、今のところそれで大丈夫というか認識しております。その研修で認識しております。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 今はそれぞれこの民間であれ公立であれ、全ての保育従事者が、保育士並びに幼稚園教諭の資格を持って子どもたちの保育にかかわっているわけです。間違いないですか、そうでしょう。それが、これは小規模の保育、Aはいざ知らず、B、C、家庭的保育において、その研修を40時間、実習を48時間等で、これは保育士の資格に相当すると、こういう形で保育従事者として認められるということは、私は本当に大丈夫なのかというふうに思います。人員の確保という点では、これはそうしなければ、なかなか保育士さんは、安いということもありますけれどもなかなか定着しないというのがあるんですけど、そういう条件があったにしたら、子どもたちの健やかな成長、安全安心な時間を本当に保障していくということからしたら、私は何でこういうことになるのだと。これだったらせっかく新しい制度ができて、本当にいろいろな保育の形態を選べるというふうな状況になりつつ、そう言いながら、実際には保育従事者が全く、充実するんじゃなくて後退をしているという部分です。これはもう国の基準に従ってやっているわけですから、私は、それはそれで条例上そう書いておいていただいても仕方がないというふうに思います。

しかし、実際の運用において、やはり事業者に対して、資格のある者が保育に携われる、そういう対応をしていただきたい。これは単なる要請ではなくて、やはり費用の支援も含めてやっていくということが、私は必要だというふうに思います。これが、本当にお金がかかっても、どの子も同じ条件で安全安心な保育を受けられるという、私は保障になるというふうに思います。これはぜひ、今後のこの条例の運用の中で改善をしていっていただきたいということを求めておきたいと、このように思います。

それから、面積基準なんですけれども、現状の保育所と変わらない点、変わる点、この点をご説明いただきたいと思います。

井邑子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の井邑と申します。

ただいまの現状におけます乳児室等の面積基準でございます。現状の面積基準におきましては、お手元の資料7ページの下部分、保育所型の事業所内保育事業の基準が、そのまま今

の保育所の基準となっております。

白石副委員長 これが今の保育所の基準やな。

井邑子育て福祉課長補佐 はい。

白石副委員長 これから小規模保育とか家庭的保育等を比較したらええわけやな。

井邑子育て福祉課長補佐 そうですね。例えば5ページに戻っていただきまして、小規模保育事業C型におきましては、現行の保育所1人1.98平方メートル以上に対しまして、1人3.3平方メートル以上とするなど、縛りが厳しくなっているところがございます。

以上でございます。

白石副委員長 家庭的保育はどうですか。9.9平方メートル以上、大体充足しているな。3人でしょう、5人で1.98を掛けたら10平方メートルぐらいになるのか。まあ9.9平方メートルやったら充足していると、こういうこっちゃな。5人として。5人まででしょ、家庭的保育は。

井邑子育て福祉課長補佐 家庭的保育事業におきましては、資料の4ページの上段の方に記載しております、保育を行う専用の部屋9.9平方メートル以上となっております、9.9平方メートルの場合は3人までがみれる専用室となっております。以上で1人が超えますと、さらに3.3平方メートルが必要となることとなっておりますので、1人当たり3.3平方メートルが必要というところは充足しているかと考えております。

以上です。

白石副委員長 オーケーです。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、議第35号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程になっております議第35号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業、学童保育事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びの場を与える事業です。現在学童保育所は、厚生労働省が策定した放課後児童クラブガイドラインに沿った運営を行っております。子ども・子育て関連3法により改正されました児童福祉法に、放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。市町村は条例を定めるに当たりましては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、省令で定める基準に従い定めるものとされ、その他の事項につきましては省令で定める基準を参酌するものとされました。葛城市では、国の基準どおり定めることといたしました。

お手元の資料3、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）により説明させていただきます。

1 ページからですが、職員の一般的要件といたしまして、職員は健全な心身を有す豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならないとなっております。職員といたしまして、放課後児童健全育成事業は放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。放課後児童の支援員は、2 ページでございますが、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、高卒等の者であって2年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を要する幼稚園、小学校、中学校、高校の免許を有する者、大学・大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者等となっております。

次の、支援の単位でございますが、支援の単位はおおむね40人以下とします。葛城市といたしましては国の基準どおりといたしますが、経過措置を設ける国の基準に合わせることを望ましいが、現在本市におきましては定員60名で運営を行っておりますので、経過措置を設けさせていただきます。

設備として、遊び及び生活の場として、機能及び静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとしております。専用区画の面積といたしましては、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

次の、開所日数、開所時間ですが、年間250日以上を原則とする。小学校の授業の休業日につきましては1日に8時間以上、小学校の授業の休業日以外、平日につきましては1日3時間以上、となっております。

次の、運営に関する基準ですが、非常災害対策や虐待等の禁止、衛生管理等もうたわれて

おります。運営規定につきましては、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、重要事項に関する運営規定を定めておかねばならないとなっております。

秘密の保持や苦情対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応についても定める、などとなっております。

附則といたしまして、第1項、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。第2項といたしまして、設備の基準に関する経過措置として、この条例の施行の日の前において、現に存在する放課後児童健全育成事業所につきましては、当分の間、第10条第2項の規定、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上は適用しないことができる。第3項といたしまして、職員に関する経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない、の適用につきましては、同項中「研修を修了した者」とあるのは、「修了した者（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む）」となっております。第4項といたしまして、支援の単位に関する経過措置として、施行日の前日において現に存在する放課後児童健全育成事業者につきましては、当分の間、第11条第4項の規定1の、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするは適用しないことができる、となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

西井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま議第35号の葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、山岡部長からご提案、ご説明がありました。若干の点について確認をしておきたいと、このように思います。

国が初めて最低の基準を定められたということで、少なくともこの最低の基準をクリアし、やはり子どもたちに放課後に安心して過ごせる、そういう環境をつくるのが非常に大切だというふうに思うわけであります。職員についてでありますけれども、職員は、国の基準では支援単位ごとに2人以上とすると。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができる、こういうふうになっているわけでありますけれども、国の基準に従って、条例上これらを規定することはやむを得ないというふうに思います。しかし、本市の現在の状況というのは、ここにも書かれているように、現在勤務している葛城市の学童指導員は、全て保育士資格または教員免許を有しているというふうに書かれています。これは大いに評価できることだというふうに思います。この現状を下げないように頑張っていたきたい。これは補助員もそれなりにやっぱり条件があるわけでありますけれども、現状より下げることのないようにまず求めておきたいというふうに思います。

それから、支援の単位という形で新たに出てまいりました。おおむねということでありますけれども、「40人以下とする」と、こういうことであります。規定上は国の基準通りとする

が、経過措置を設けるという形で対応するという事になってきています。それは現状が、1学童当たりの定員は60名としているわけで、利用希望者が多くて定員を超えた利用登録であると。利用登録は当然超えているというふうに思うんですけども、この現状の中で定員60名で運営を行っている、行っているのにもかかわらず待機児童もいることから経過措置を設けると、こういうふうに書かれているわけでありまして、60名は、これは今まで実際にやってきたことですから仕方がないことであるけれども、私は待機児童があるということは認識をしていなかった。そのように、本委員会でもお伺いしたときには、待機児童があるとはご答弁いただいていたというふうに思います。1回こっきり短期間だけあったと、あれは保育所やったかな、そういうふうに理解をしています。

そして、なおかつ、設備の点でどういうふうに書かれているかという点、全ての施設を1人当たり1.65平方メートル以上にすれば、新たな待機者が生じることから経過措置を設けると、こういうことになっていて、非常にこの葛城市の学童保育の現状が、この法以降、条例制定に当たって非常に厳しい状況にあるということをおっしゃるを得ません。

しかし、その下段にあります、開所日数、開所時間等については、国の基準、250日以上を大きくクリアして290日開所している。1日につき小学校の授業の休業日については1日につき国の基準が8時間以上を10時間行っていると。また、小学校の授業の休業日以外は、1日につき3時間以上の国の基準でありますけれども、現状は4時間30分という形で、本当に保護者のニーズに応じて頑張っているというふうに思うわけでありまして。しかし、やはり、そういう要望に応えた開所日数、あるいは時間を大幅に長く開所しているということは感謝するわけでありまして、やはり中身が問題だというふうに思います。

これは一般質問の中でもありましたけれども、これは条例を制定するに当たって、経過措置は経過措置をしてやむを得ないというふうに思いますけれども、やはりちゃんとした計画に基づいて、定員の問題、施設の面積の問題を解決していく必要があるというふうに思うわけでありまして。この点は原課においてはどう考えておられるか、原課で答えられなければ理事の方で答えていただきたいと、このように思います。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしく申し上げます。

まず、職員の資格の関係でございますが、やはり今は保育所、それから幼稚園、小学校教諭、という形で資格を持っておられる方に従事していただいているという形になっておりますので、そのまま引き続いてさせていただきたいとは思っておりますが、やはり指導員といたしましては、指導員の確保が、今は保育士の確保と同じでちょっと大変な時期になっておりますので、そこは検討しないとイケないということは思っております。

それから、待機児童の話でございますが、一応毎年新年度に向けての募集の期間というのを1週間ほど秋にさせていただいておりますけれども、その期間に応募というか入所希望をされている方に関しましては、4月には必ず今のところは全員入所していただいておりますけれども、待機というのは、その締め切った以後に希望したいという方につきましては、順次あき次第に入らせていただいているという形で、待機ということではございません。

それから、日数とかの関係ですけれども、今開所日数は290日となっていますけれども、日祝日、年末年始以外は今のところ皆あけて、290日という形になっております。

あとは経過措置に関しましては、やはり今のところは希望が多いということで、実質登録に対しまして、今は利用出席人数という形で、その定員に合わせているという形でさせていただいております。一応経過措置に関しましては、今、来年から5年間の計画策定の上で経過措置、期間の間になるべく条例に基づいた運営をしていけるようにしていきたいと思っておるんですが、今のところは定員以上の申し込みがあり、日々の出席率等を勘案して弾力的な受け入れを行っている形で、待機児童の解消に努めているということをお願いしたいんですけれども。

以上です。

西井委員長 市長。

山下市長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、定員60名を40名にというのは、これは建物のこともございますし、人員の確保ということもございますし、なかなかこれは一遍にはいかないとは思っております。ただし、預けたいとおっしゃる方、また子どもさんを預けられる体制をつくっていく、それは受け入れ体制も含めて考えていかなければならない。先般の一般質問にもお答えさせていただきましたように、新庄北小学校も含めて場所の確保には、不完全な形であったというふうに思いますので、きちっとした形で預かれる場所を確保していくということは、適宜行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、これは子育て全般に関する問題でございます。一般質問の答弁でもお答えをいたしておりましたように、保育所、保育園に預けているのと学童保育に預けているのでは、かなりの金額の差があるという問題もございます。他の市町村との比較の中でも、葛城市は飛び抜けて学童保育に預ける保育料が安いのと、また極端におやつ等に関しても、適当か適当じゃないかという表現はできませんので、余り充実はしていないという表現をさせていただきますけれども、そういう状況になっている。これも1度立ち返って、どのようなものが適当であるのかということをごちゃで考えさせていただいて、学童保育全般、また保育所、幼稚園等のあり方、放課後児童のあり方全般の問題でございます。学童保育だけの問題ではございませんので、このあたり時間をかけて、余り時間はございませんけれども、できるだけ早くお答えを出させていただいて、葛城市の子どもを預けてもらえる体制づくりを考えてまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 課長並びに市長からもご答弁をいただきました。

保育所等の待機児童、あるいは学童保育の待機の問題、これは本市においては、現状が厳しいといえども何とか対応していると、こういう状況であります。しかし、全国的には非常に厳しい状況があつて、国が骨太方針とか、本当に国の根幹を決めていく、そういう方針の中でこういう施策を打ち出してきたということは、これは1つの画期ではないかというふうに思うんですね。やはりそれに応えて、よいものはよいものとして充実改善を図っていく、

水準を下げないということを、それこそこれを契機に上げていくということを私はやっていただかなければならないというふうに思うんです。それはすばらしいスローガンを掲げているんですね。そのスローガンが、介護保険のようにスローガン倒れにならないように、まさに地域の保育事業については、市がやれるわけですし、ここは実際にはないから仕方ないんですけど、そういう準備をきちっとしておくということを、あわせてやはりきちっと現状の教育や保育の条件の水準を上げていくことをやってもらわなければならないし、とりわけ学童保育については、現状が今、つぶさに明らかになりました。これらを、条例制定を契機に、市長はこの学童保育については、利用料やおやつの実を含まれて考えたいと言いますが、そういう条件がついたら先送りになってしまうということにもなりかねませんので、やはり基本的な定員とその1人当たりの面積をきちっとクリアできるように、最善の努力をしていただきたい。具体的に計画し、予算化をしていっていただきたいということを述べて、質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 この条例改正とは直接関係ないんですけども、関連をすることでございますのでちょっとお伺いしておきたいんですけども、昨今の子どもの虐待、また育児放棄等々言われている中で、学童保育、これは放課後のこれはおおむね10歳未満の小学生のことなので、小学校に来ていなかったらそれはつかめるのやろうけれども、ゼロ歳児等から、どんな状況に、葛城市は余りないと思うけれども、民生児童委員の方々から何らかのそういうふうな育児放棄なり虐待なり、そういうふうな事があったのかということと、それとそういうふうな消極的じゃなしに積極的に、何というかそういうふうな子どもたちの情報をちゃんと入れるような体制になっているのか。どこでどういうふうにつかんでいるのか。もしないとすれば別にかまわれないが、今の条例改正は、働いて普通に教育している人が預けられる施設やから、そういうふうなことはどこかでしっかりと民生児童委員の方々との連携をきちっととっておられて、把握されているのかどうか。それで、そういう事例が、葛城市であって、何らかの対処をされたのかとか、そういうようなことも含めて、ちょっとご報告をお願いしたい。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願いします。

ただいまご質問がありました件ですけども、一応未就園児の方につきましては、毎年5月に対象者全員を抽出しまして、何かの形でどこかに幼稚園なりに行っている、就学されている方とか、健診されている方とかいうのをピックアップさせてもらって、何にも当たらない方に関しましては、うちの職員が現認調査という形で調査に行くというのを、平成23年度、平成22年度に桜井の方で事件があったことにつきまして、そこから翌年からは毎年するようになってきましたけども、今は県の方からは何もそういうのはないんですけども、市独自で毎年1年に1回させていただいております。今のところはこの間させてもらうて、完了させてもらって、皆、現認確認という形で、未就園児に関しましては確認させていただいております。

ゼロということで。何かの形で現認しています。

あと民生委員さんですけども、乳児家庭訪問というか、児童福祉法にある形でそういう事業で、各地域の民生委員さんにちょっと手伝っていただきまして、生まれて4カ月までの方で、一応情報だけ民生委員さんの方に流ささせていただきまして、お家の方に向けて訪問していただいて、これから子どもさんとかかかわっている中で、「こういう事業がありますよ」とか「役所の方へ来てください」とか、そういうような、こういう事業がありますよという「かつらぎっこ」というのがあるんですけども支援センターでやって、そういうふうなものもお渡しさせてもらったり、予防注射とかそういう健診とかの情報を渡させていただいて、少しでも児童虐待とかにはならないように。最近核家族化されていまして、余り外へも出られないという機会もあるということで、児童虐待の方に結びつくということも多々あるということで、事業も毎月、順次民生委員さんに対応していただいているということでございます。

(「虐待はあるのかないのか」の声あり)

岡子育て福祉課長 それで、一応児童虐待というおそれもあるという形で通告とかがある件数に関しましては、平成25年度では28件ありました。大体は児童の相談という形で毎年300件ぐらいは窓口に来られたりしております。その中で通報とかがありまして、うちの方が行ったりするのが28件になります。平成25年度では28件ありました。

山下市長 そんな中途半端な答弁で終わっていたら、「ありました」だけで終わっていたら何もしないみたいなので、ちゃんと説明しなさい。

岡子育て福祉課長 その方に関しましては、現在も要保護児童対策協議会の中で、子育て福祉課が事務局となりまして、その方を学校とか支援センターなり、それから健康福祉センターと一緒に連携しながら見守っているという形になっております。

西川委員 28件か。

岡子育て福祉課長 28件です。

西井委員長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 ただいまの岡課長が申しましたのは、特に未就園児、小学校就学前の子どもに関してということですが、葛城市といたしましては、児童虐待防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会というのを立ち上げておりまして、そこには民生児童委員さんなり、学校、幼稚園、保育所とか団体も皆、加入していただいております。その中で、虐待通報とかがあったときにはケース会議、それと1年に3回はケースごとのその後どうなったかというようなことを、実証する実務者会議というのもやっております。特に虐待という重篤なケースになったものは葛城市としてはないんですけども、それとはいかないまでも、やはり家庭から離して別に保護しなあかんというときには、高田の子ども家庭相談センターの方に通報させていただきまして、児童養護施設等に一時預かり、一時入所とか長期の施設入所という形で対応させていただいております。市民も全てが、虐待と思われたら通報するという事にもなっておりますので、その方につきましては、広報なりもさせていただいているし、毎年11月の児童虐待防止月間につきましては、それぞれの機関の代表者に寄っていただきまして、代表者会議というのもさせていただいているような状況です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 それなりに対応をしっかりといただいているとは思いますが、これはもぐってしまうような問題でもあるので、消極的な育児放棄みたいなものによって命を落とすとかいうこともありますので、そこらはプライバシーの問題もいろいろとあるとは思いますが、できれば、ご近所の方々も余りそういうことを言いにくい部分もあるわけで、そこらをちょっと、葛城市はそんなに大きな人口と違うし、いろいろまだ大字とかそういうような辺のことも生きているところもありますので、そこら辺は大阪等とは違うとは思いますが、しかしやっぱり今も聞いた20何件かそういう形であるわけですから、しっかりと、多少のことは、命を守るということでございますので、積極的にやっぱり家庭に立ち入っていくというふうなことも踏まえていただくようお願いをしておきたいと、こう思います。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって議第35号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第37号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いたしております議第37号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、ひとり親家庭支援施策を強化するため、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布による、母子及び寡婦福祉法の改正に伴うものでございます。父子家庭がおおむね母子家庭と同様の法律の支援対象と位置づけられることとなり、法の題名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことにより、この法を引用している本条例を改正するものでございます。本年10月1日から施行するものでございます。

次に、お手元にお配りしております、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の新旧対照表をごらんください。助成要件第2条第1号アの中の、母子及び寡婦福祉法を、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、同号イの中の、母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚

姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ) と、死別した男子で親に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない者、またはこれに準ずる者を、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2号に規定する配偶者のない男子に改め、同号エの中の、母子及び寡婦福祉法を、母子及び父子並びに寡婦福祉法に、それぞれ改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第37号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって議第37号は原案どおり可決することに決定いたしました。
それでは、暫時休憩。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時28分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。ただいま上程いたしております議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について、本委員会に付託されております部分について、ご説明申し上げます。

1 ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,112万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億9,442万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の9ページを、歳出からご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、8節報償費5万8,000円の追加でございます。4目障害者福祉費、13節委託料129万6,000円の追加でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金75万9,000円の追加でございます。8節報償費18万円の

追加でございます。11節需用費75万6,000円の追加でございます。20節扶助費84万6,000円の追加でございます。2目児童措置費、23節償還金利子及び割引料74万円の追加でございます。3目保育所費、11節需用費100万円の追加でございます。6目地域子育て支援センター事業費、13節委託料110万円の追加でございます。7目子育て世帯臨時特例給付金事業費、12節役務費7万7,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金174万円の追加でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、11節需用費4万円の追加でございます。12節役務費26万8,000円の追加でございます。13節委託料2,490万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金5万9,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、2項清掃費、1目清掃総務費、14節使用料及び賃借料15万5,000円の追加でございます。2目塵芥処理費、7節貸金212万8,000円の追加でございます。11節需用費50万円の追加でございます。12節役務費2万2,000円の追加でございます。3目し尿処理費、11節需用費21万6,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料5,000円の追加でございます。

12ページ、6款土木費、4項都市計画費、3目公園管理費、13節委託料400万円の追加でございます。8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、28節操出金5億8,537万3,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、2項小学校費、2目教育振興費、8節報償費4万2,000円の追加でございます。11節需用費30万8,000円の追加でございます。5項社会教育費、6目文化会館費、11節需用費332万1,000円の追加でございます。

続きまして、事項別明細書、歳入のご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金63万5,000円の追加でございます。5節子育て世帯臨時特例給付金事業補助金181万7,000円の追加でございます。14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金64万8,000円の追加でございます。2節児童福祉費補助金203万6,000円の追加でございます。3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金69万4,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、3項委託金、3目民生費県委託金、1節社会福祉費委託金5万8,000円の追加でございます。4目教育費県委託金、1節小学校費委託金35万円の追加でございます。19款諸収入、3項雑入、4目雑入、2節雑入92万3,000円の追加でございます。

以上で、歳出歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 それでは、議第40号の平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の歳出からお伺いしてまいりたいと思います。

まず、9ページの3款民生費、1項社会福祉総務費、8節報償費、国民生活基礎調査員報

償費、これは丸々国県支出金によって執行されるわけで、報償費という形で5万8,000円計上されております。どのような基礎調査なのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、4目障害者福祉費であります。これも県の委託金でしょうか。64万8,000円という形で、障害福祉システムの変更委託料129万6,000円が計上されております。これも当初になかったものであります。この内容についてお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、10ページの2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費、20節扶助費の母子家庭等自立支援給付費84万6,000円、当初予算で371万円計上されておりましたけれども、どのような理由によって増額補正をされたのか、お伺いしておきます。

以上3点、まずお伺いしておきたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の国民生活基礎調査報償費でございますけれども、これにつきましては、統計法施行第4条に基づく法定受託事務で、毎年全国的に指定を受けた地区が対象となります。今年度は葛城市八川の20世帯が指定を受け、調査員の報償費として歳出補正、また歳入として100%の県委託金を補正させていただきました。内容につきましては、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的な事項を調査して、厚生労働省の所管に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るために、調査員の方に調査をお願いするものでございます。

次に、障害福祉システムの変更委託料でございます。これにつきましては、精神障害者医療助成事業が他の福祉医療と同様に県が拡充されることになりました。この福祉医療というのが、ひとり親家庭医療助成や、乳幼児医療助成、また心身障がい者の医療助成などでございます。この制度の改正のためのシステム改修で、県補助金として2分の1の歳入補正を組んでおります。

以上でございます。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願いいたします。

児童福祉総務費の扶助費、母子家庭等自立支援給付費につきましては、それは高等技能訓練給付金の追加補正となります。これはひとり親家庭の就業支援として、看護師等対象資格の取得に対し、当初予算として対象者3名を計上しておりましたが、今年度新規として理学療法士の申請がありましたので、84万6,000円の追加補正を計上させていただきました。高等技能訓練促進事業分の財源としては国庫補助金が4分の3となっております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 まず、国民生活調査基礎調査員の報償費は5万8,000円ということでありまして、それぞれ国の事業、施策の立案、企画等で使われるということで、これはたったの20世帯だけなんです。それでも企画、立案には役立つということでありまして。これらは、地方自治体に対してその成果品そのものは配布されるんでしょうか。その辺またお伺いしておきます。

それから、精神障がい者の福祉医療制度を実施していくために、障害者福祉システム変更委託料という形で129万6,000円計上をされているわけでありませけれども、この施策の中身については、本市はどう対応するかお伺いしておりません。県は10月1日から、1級、2級の方々に対して福祉医療制度を拡充していくということでもあります。これまでは障がい者の医療として、精神障がいに対する医療費については法と制度に基づいて助成をされてきた。しかし、その他の病気とか、けがとかそういうものに対しては、そういう制度がなかったわけでありませ。精神障がい者は、もちろん精神にかかわる治療というのは大体4割程度で、それ以外は本当にいろいろな疾患等による医療費の負担が非常に重くのしかかってきていて、この間、障がい者、そしてその家族、あるいは施設や関係者は、本当に涙ぐましい活動、運動によって、やっとここまでこぎつけ、10月1日から1級、2級の障がい者に対して助成をしていくと、こういうことを聞いているわけでありませますが、本市はこの福祉医療について、どのように対応されるのか。また、当然このシステム改修というのは、1級、2級、3級も含めて構築していくと、こういうことになると思うんですが、その内容についてもお伺いしておきたいと、このように思います。

また、本市における精神障がい者の1級、2級、3級の方々的人数についてもお伺いしておきたいと、このように思います。

お願いします。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいいたします。

先ほどの国民生活基礎調査員の件でございますが、調査員の方が、各対象のご家庭に調査書を配布していただき、またその内容について説明をいただきまして、また受領もしていただくということになっております。

次に、精神障がい者の方の医療助成事業でございます。これにつきましては、県は本年2月に、精神障がい者の医療費助成の拡充として、精神福祉手帳1級、2級所有者にも、福祉医療制度と同様の医療助成を行い、10月から適用すると、副委員長がおっしゃいましたように報道されております。こうした中で助成方法。

(「報道されている」の声あり)

西川社会福祉課長 県知事が表明されたところでございます。

そうした中で、助成方法やシステム改修などについて、県と市町村との検討会が急きよ必要となり、本年7月まで数回にわたって、そのシステムの勉強会、検討会が開かれました。その間、システムの構築ができる奈良県下12市では、対象者が多く、システム改修も必要であり、10月からの開始というのは難しいということで、12市の市長会では、まず1級の手帳所持者の方からと、できるだけ早い時期に助成開始をしましょうといった判断となっております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 国民生活基礎調査のその成果品は、自治体に対してちゃんと配布されるということで

すね。

(「はい」の声あり)

白石副委員長 そういうことを聞いたわけです。

それから、精神障がい者の福祉医療の充実の問題であります。課長は、10月1日から適用されると報道されているということで、非常に何か他人事のように言われている。知事から表明されたということでもありますけども、原課は、県と、この事業実施に当たって協議とかそんなのは一切してこなかったんですか。直近になってやり始めたんですか。私が聞いているところによると、もう既に平成26年の早い時期に協議なり事業の説明についてやられているというふうに、私は思っております。

市長会はどうしてこの実施を見送っているのか、ちょっと理解できない。システム構築が間に合わないとか、これは町村の方はもうほとんど実施するんですね。そうじゃないですか。何で市長会が実施しないというようなことになったのか。これは市長に聞かないとそれはわからないでしょうけれども、この点を、市長会がどのような判断において先送りをする。今、これはまだわからないわけでしょう。できるだけ早い時期にとか、その日程を聞かせていただきたい。1級をいつから、2級をいつからやるのだと。少なくともそういう計画見直しを出してもらわないと、全く無責任と言わざるを得ないというふうに思うわけです。

町村は、やはり県と連携をしてやっていこうということで、取り組んでいます。システム改修についても、この9月の定例会の予算で計上しています。そして、「間に合うんですか」と聞いたら、「いや、間に合います」というふうに明言されています。そのシステムはどのようなシステムかわかりませんが、サーバーがどのサーバーかわかりませんが、これは共同化事業でやっているサーバーなのか、私は詳しくは知りませんが、間に合わないなんていうことはあり得ないというふうに思うわけです。これをはっきりとしていただきたい。

これは一番の被害者は障がい者とその家族じゃないですか。

(「被害者って何や」の声あり)

白石副委員長 それはそうでしょう、決まっているじゃないですか。

(「被害者って何や」の声あり)

白石副委員長 どういうこっちゃ、それは。俺はそんなの聞いてない。被害者って何やって。違うんかい。そうでしょうが。

西井委員長 副委員長それでもう答弁を求めたらよろしいですよん。

白石副委員長 いや、答弁を求めてもないのに言うた、今。まず、課長に聞いて。課長、先に答えて。課長に聞いている。俺は市長なんかに聞いてない。後から答弁してくれたらええわけや。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。お願いします。

まず、システムの構築につきましては、先ほども言いましたけれども、対象者が多く、町村ではエクセル管理でもできる場所もあると聞いております。また、12市では対象者が多いために、システム改修が必要ということで今回提案させていただいているところでござい

ます。また、町村ではほとんどのところが福祉医療の担当課と精神医療の担当課が同じ部署でもあり、市ではこういったところが別々の課となっております。大変事務処理が難しく、なれていないところでもあり、葛城市でも同様に、福祉医療については保健課で、または精神医療については社会福祉課が行っており、そういった面でも調整をしていかないといけないというところで、できるだけ早い時期ということでご提案させていただいております。

白石副委員長 できるだけ早い時期やとわかれへん。

西川社会福祉課長 これにつきましては、また理事者と相談させていただきまして、また市長会でもいろいろと協議をしていただく予定となっております。

白石副委員長 今やる、日程を言うてくれと言うてるわけや。1級の方を先にするのやったらいつからするのやと。2級はするのやったら1級、2級を合わせていつからするのやと。言うて。

西川社会福祉課長 1級、2級につきましては、理事者と相談して。

白石副委員長 1級はいつからですか。

西川社会福祉課長 まだちょっと市長会との協議もあるというふう聞いております。ここで担当の方からの報告というのはなかなかできないところもございます。

白石副委員長 それで、人数は幾らですか。

西川社会福祉課長 精神福祉手帳、今現在の所有者数は、1級は10人でございます。また、2級が84人。

白石副委員長 80人ですか。

西川社会福祉課長 84人でございます。

白石副委員長 84人やね。

西川社会福祉課長 それと3級は24人でございます。

白石副委員長 24人ですか。

西川社会福祉課長 はい。

以上でございます。

白石副委員長 そしたら市長お願いします。

西井委員長 市長。

山下市長 これは、我々としてもできる限りいろいろと対応していきたいということでございます。

その時期等についていろいろと協議をさせていただいておりますので、「町村がやるから市が遅くなっているからもう被害者や」というような避難をされるような筋合いの話ではないというふうに私は思っております。その会の方々もいらっしゃって陳情をされておりますし、また過日は、当市でも、公明党の議員団の方々からも、できるだけ早くということで陳情を受けておるところでもございます。しかし、県が幾度となくこの1級、2級の障がい者の問題については、県と市とすり合わせをさせていただいて、今までことを運んでおったところがございますけれども、いつの時期からかとか、何級からかということは、協議をしてという話の中で進んでおったところ、県が、突然今年の10月からやりますと、2分の1負担をしますということ、そのときには市町村は聞いておらなかったわけでございます。その後あわててこの対応をどうしていくのだというような協議を市長会でさせてい

ただいて、担当と、これは時期は10月でいけるのかとか、対象人数は今はどうなっているけれどもこれでいけるのか、また県が算出をしている数字で大丈夫なのかとか、そのあたりをいろいろと実数をもって、また予測も含めて検討をさせていただいておるところでございます。

当初県が出してまいりました数字というのは、おおむね1,800万円から1,900万円程度だったと思います。その2分の1ということで、市の負担分というのは1,000万円程度ということでございましたけれども、しかし県が試算をした中には、入院等が含まれていないということがわかりましたので、その数字を入れて、葛城市で担当で試算をした結果、全体で、1級、2級合わせて5,000万円程度になることが予測されるという数字が出てまいりました。県が出した数字、両方合わせて2,000万円と5,000万円では3,000万円の開きがございます。その5,000万円で半分、2分の1ですと2,500万円の支出という形になるわけでございますので、裏負担もないところで2,500万円、一度踏み切ると、出し続けなければならないこの経費に対して、どのような形で取り組んでいくべきなのか、やっぱりこっちは政策的経費というところもございますし、このあたりは、福祉医療に関しましては、慎重に考えていかなければならないだろうということがございましたので、これも市長会の方に申し上げました。すると、他の市長からも同じような懸念が出されて、1級、2級やることは望ましい。しかしながら、どの程度金額が膨らむのかわからないし、今手帳を持っておられない方も含めて、手帳を、今後、申請してこられる方がふえるだろう。大きな人数がふえるかもしれないということも予測もあることから、とりあえず1級からさせていただくようにいたしましょうということで、済ませていただくこうという話になったわけでございます。

来年のできるだけ早い時期、今のところ12市を調べておりますと、おおむね来年の4月から8月ぐらいまでにできるだろうという予測でございますけれども、最終的に皆で取り組もうということでございますので、時期を合わせて取り組ませていただくこうということになっています。

その後、新しく申請される手帳等の推移も見ながら、どの時期に2級まで踏み込んでいけるのかということ、将来予測をしながら対応していけるようにしていきたいというふうに考えておる、そのような形で団体の方々にも、また陳情に来られました議員の方々にもお答えをさせていただいているというところでございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 障がい者の方々、団体の方々、まさに青天のへきれきで、本当に10月1日から、本当に長年の願いであった福祉医療が充実をすると、こういう状況であったわけでありまして。それが、いかにも突然出てきたもので、財源の問題、システム改修の問題、こういう形で、これはやったらそれはそうですよ。支出していくのは当たり前の話です。これはね。

私はこの障がい者福祉医療、この間、本当に涙ぐましい団体、障がい者の運動によって広がってまいりました。身体障がい者、知的障がい者の利用制度、それだけじゃなくて、子どもたちの医療制度、やはり本当に弱い人たちの医療を本当に充実していくということで、頑張ってきています。とりわけこの精神障がい者は、障がい者の中でも施策としては一番おく

れてきた。精神衛生法から精神保健法、そして今日のこの法制度の中で、一番おくれて、やはり、やっとかさ他の障がい者の施策、法律の位置づけも変わってきたわけでありませぬ。本当に突然にこういう問題が降ってわいたものではありません。まさに長い長い取り組みの中で県を動かしたということでもあります。それは県だって、試算が間違っていた。試算も、これはちゃんと財源を確保して、市町村の協力を受けてやっていこうという形で、それぞれ市町村の担当に協議をし、説明をし、協議をしながら進めてきていたはずであります。

それがこういう形で、市長会が一丸になって見送っていく。私は、どこに理由があるのだと。別にばらばらでも何でも問題ないじゃないですか。合わす必要も何もない。それこそおくれてきた精神障がい者の福祉医療を、やっぱりやろうということで、腹をくくればいけるんじゃないですか。私は非常に不可解でならない。県もそれは準備が不足したと言うかもわかりませぬ。しかし、県だって、それはこんな長い長い中で、精神障がい者の福祉医療等については、ずっと働きかけてきてやってきていることでもありますから。唐突に県かて決めたわけでも何でもなし。

それが、残念なことに1級から、しかも時期は明確じゃないけれども、来年の4月から8月の間からできるのではないかというふうな状況であります。同じ奈良県に住んでいる精神障がい者が、その住んでいる自治体によってサービスが受けられない。こんなことがあっていいのか。それは、ものによってはあっていいじゃないですか。それはそれぞれ市町村が、それぞれのまちの財政的な問題とか、過去の経過も含めて、それはいろいろ千差万別じゃないですか。子どもたちの医療費の助成制度もそうじゃないですか。県はほんまにこの点については、子どもたちの医療費については本当におくれている。全国でもおくれているんです。しかし、それを置いてでも、葛城市は、入院、通院、歯科について中学校卒業まで無料にする。こういうまちの実情に合わせてやっているんじゃないですか。それを県はおくれている福祉医療を一步踏み出した。これはえらいことやと。えらいというのは、大変なことというわけじゃない。よう踏ん張ったという形で応援してやるのが、私はその市町村の役割じゃないのかというふうに思って、残念でなりません。市長会がまとまってというのも、ほんまにもう理解できない。もちろん町村だって全部がやるわけじゃないでしょう。おくれるところもあればいろいろあって当たり前なんですよ。しかし、市長会がまとまって何でせなならん。それこそ障がい者の方々、家族、迷惑な話ですよ。被害ですよ。

大体葛城市の実態、あるいは市長会の考え方、見通しというのはわかりました。

本当に障害者福祉システム変更委託料そのものは、これは当然福祉医療を実施していく上で必要なことでもありますので、これは肅々と早く、できるだけ早くできるように、やり上げていただきたいと、このように思います。

西井委員長 先ほどの発言の中で、被害者という発言があったと思います。ちょっと若干取り消したらどうですか。

白石副委員長 いやいや、それは何ですか。障がい者が被害者やと言うてるんじゃないですか。

西井委員長 先ほどの発言からいったら、若干その辺……。

白石副委員長 何ですよ。そんな取り消せなんて私は認められない。そうじゃないですか。10月1

日から実施されるというて、ほんまに皆さん喜んできたんじゃないんですか。

西井委員長 じゃあ加害者が誰になりますか。今の発言からいったら加害者が誰になるのかということになります。

白石副委員長 それはおまえ推測できるからあかんというのやったら、何でも言えないじゃないですか。加害者は私は誰やと言っていない。

西井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時09分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっとお尋ねをしたいんですが、これは勉強不足であれなんやけれども、この団体の人は先ほど朝から来てはりましたね。僕はそのことを受けて、正副議長で対応しましたよ。そのことが、行政側は、いろいろ市長会であり、いろいろなところで話は、1級、2級の、例えば、精薄の方々に2級というのはわかりにくいし、それでどういうふうな対応をしていったらええかというのは、おっしゃっていましたがけれども、それはそれでほかの議員さんらも、それはそれで対応していったらええやというふうな話をそのときにしたわけや。

(「いやいや、精薄は違うで」の声あり)

西川委員 そやけど1級、2級と言わはってん。そやから3級まで言わはってんや。そやけども、2級そのものについては、何というか、1級の方は、その人が言わはったように言うけれども、「わかりやすいねん」と言わはるわけや。「1級の方はそういうことで、世間的にもわかりやすい。そやけども、2級の方については、相当人から見たらわからんけれども、生活には支障が起きるから、そこらをちゃんとしてもらわないかんねん」というふうなことで、3人ほど来はったから、それはそれでそういうことを陳情していつているし、それもわかって、ほかの議員らもそれはそういうふうに対応していかないかんやろなど。議会として、それで市議会の市長会がどうのこうのというのは知りませんが、そのときに言わはったのは、「県がここまでやってこういうふうにして、それで県がやってくれているのに、市の方がなかなか踏み出してくれへんねん」と、「それで県の方から市の議会へ行ってこいと言われて来ましてん」と、こういうふうな話をぽんと持ち出さはったさかいに、それは本当にそういうふうなことを市長、議会に対して、ほかの議会もそういうことをしっかりと、僕は勉強不足や言うているのはそういうふうなところで、県がそういうふうな踏み出したと。それで、そういうふうな形をきちっと市議会として、ほかの市もそういう議論をやっぱりきちっとやっているということなんですか。俺は全然わからんのやけども、葛城市以外はそういうふうなことが出てたんかどうか、俺はちょっと所管のあれもあつてわからん。俺はそんなん出てないけど、ほかの市もそういうふうなことで諮っているんですか、議会へ。

西井委員長 市長。

山下市長 県の知事としての立場というか県の立場としては、県は1級、2級まで、市町村がやるな

らば、県はそれに応じて1級と2級は2分の1の負担をやりますよというところで、市町村の財政力とかそれに応じて、できるところできないところというのがあるだろうから、2級までやるというところがあるならば県は2級までさせていただきますよという、これは一貫した態度でございます。だから、1級だったらだめとか、2級までしか、2級もやらないとだめだとかとかそういうことじゃなくして、2級までできるところであるならば、県はそこと一緒で2級まではやりましょうということを決めておられるだけなので、各市町村の議会でそのことについて議論しなさいとか、市の中でどうこうしてほしいとかという要望等はないわけです。

我々としても先ほどから申し上げているように、「しない」と言っているわけではない。来年度のできるだけ早い時期から1級を導入させていただいて、その推移を見守りながら、2級まで葛城市の財政力でいけるかどうかということを見極めて、できるだけ進めていけるようであれば進めていきたいということを考えています。

ただ先ほど申し上げましたうちのシミュレーション、葛城市のシミュレーションとしては、2級まで入れれば5,000万円ほどの、だから市としては単独で2,500万円の単独負担という形になるわけですから、かなり大きな額です。これを毎年支出していくということには勇気が要ると思っております。ですから、このことについては慎重にならざるを得ないというところで、1級からさせていただくということ、これは葛城市の方針として考えさせていただいている。

それと、これは答弁漏れだと思えますけども、2級までいきましたら、他の身体障がい者とか他の障がいの補助が出ている等級よりも踏み込んだ補助になってしまいます。今度は逆に他の障がいの方々の医療費補助と乖離をしてしまう。その方々よりも等級が深くなってしまふということもございます。そのバランス等の問題もございまして、考えていかなければならない材料の1つであるということだけ申し添えさせていただきたいと思っております。

西井委員長 西川委員。

西川委員 今お聞きすると、言えば財政のこともあって、それを葛城市として、市長のあれでは別に否定しているわけでも何でもないわけですよ。それで、先ほど言うたように、こういうことは勉強不足でわからなかったんでね。それで、来られて陳情的なものを受けたのは、朝から傍聴に来られてたあの方に受けて、それで休憩中に、何か出ているのかなと思うんですよ。僕は要望書なりあれが、議会に対して。それなのに「いや、顔を見に来ただけや」という話をされたので、それであれば、僕らはそういう形でやっぱり議論をしていかないかんし、内容等もわかってきているので、それやったらそれで、はっきりと、うちは所管であるので、副委員長もそういうことで、いろいろとその方々のことを思うて言うてはるわけやから、今やっぱり行政側と別に市長会は市長会かわらんけれども、葛城市としてどういう結論を出していくんかというのは、やっぱり議会として、議会としての検討をさせていただくように、委員長していただかんと、財政等、しっかりしたことをつかまないかんから、行政は行政でどういうふうにするかわかりませんが、議会としてはその方向性をちゃんと出していくと。県もそういうふうに進んでるのやったら。

ただ県が、来はったときに言うたんですよ。県そのもので全部済ませて、お金というか予算そのものが、県で全部面倒を見てしはるのならそれは別に関係ないけれども、葛城市そのものも、どれだけのお金を出して行って、その人のことをいつも予算化していかないかんから、そこら辺のことは、やっぱり県がせえ言うたさかいいうて、ほかの自治体もできるものはしたらええけれども、そういうふうな、もうちょっと丁寧におろしてきてもらわんと、そんなの、俺は初めてそのことの陳情を受けたのが、俺は勉強不足やから初めてやし、その辺のこともあかんいうて、それはそういうふうにやっていけるものはしていかなあかんわけやから。もうちょっと県も丁寧にやっぱり議会なりに市なりにおろしてきてもらわんと、そんなぼーんと、県がやるのやさかいに市もやらんかいという感じでは、ちょっと、と思うので。

ただ、こういうことがやっぱり非常に社会的弱者という方々ですから、そういうことがあったら市議会としては、委員長、しっかりと審議して、県がどうのこうのじゃなしに、やっぱりそういうことを踏み込んでいければ、県もそないいうて判断しているんですから、早い時期に行政側との話もあるし、そこらは踏み込んでいっていただくのならいただきたいと。それは来てはる方々の陳情も受けているので、正副議長で受けましたので、そこいら辺のことはそういう方向で、できましたら、また委員長、お願いをしておきたいと、こういうように思っております。

理事者の方も財政負担等もごさいますけれども、やっぱり社会的な弱者ということもあるし、そ辺のこともあるので、しっかりとつかめるところはつかんでいただいて、今までのところは1級からというふうなことをおっしゃっていますけれども、そこらは前へ踏み出せるものは踏み出していくようにしていただきたいなど、こういうように思っております。

白石副委員長 委員長。

西井委員長 先にちょっと、今の話やから。私も一応その話でお伺いしまして、きょう来てくださった方々以外にあと2人ほど来てはったのかな。それで、4人でいろいろな意見を聞かせてもらって、経緯は、私も議長がおっしゃるように勉強不足で、陳情を受けたときにはお話をさせてもらって、内容はある程度わかったわけですが、確かに家族また本人は大変やというのがありますけど、私も返事する中で、やはり市として陳情するんだけど、無理な陳情も我々もできへんけど、財政の問題もあり、またそういうことで返事はさせてもらって、前向きに考えますわということで。

西川委員 俺が言うてることに関して、行政側の市長が1級だけや言うてるのやから、それに今後どう対応していくのかだけは、ちょっと答弁をもらって。

西井委員長 そういうことで、市長、答弁できますか。

市長。

山下市長 先ほど申し上げていますように、来年1級から導入をさせていただくということで、手帳の今後の新しい申請者の数の推移であるとか予測等を見ていきながら、どこまで支出をしていけるのかということをやっぱり見極めていかないと、「わかりました」と言うのは簡単です。言うのは簡単ですけども、それを続けていくのも市民の税金ですから、それは「はいはい」と返事をして、財政をきちっとまとめて、他の事業も含めて推進をしていくというのは、

私らに課せられた責務でございますから、皆さんから預かった大事な税金の中でどれだけの分を支出していけるのかということをしつかりと見極め、その上で、社会的な弱者である方々に、「あかん」とは言わへん。でも、どこまでお手伝いをさせていただけるのかということ。

(「油を注いでるのやないかい」の声あり)

山下市長 考えていくのが私たちの仕事やと思っています。

ですから、今後1級を導入し、その上で2級の数の推移、また予測、その数字をまた議会の皆さん方にも見ていただきながら、議論をしていくということは大事だろうと思っておりますので、そのような形の上で、またご検討させていただきたいというように思っております。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 私も最後の発言でおさめようと思ったんですが、わざわざ西川委員が発言をされたので、改めて私はこれまでの経過なりひも解きながらお話をしておきたいと、このように思います。

この間、私は何度も陳情を受け、以前にもこの福祉医療の実現を求める請願を受け、その意見書がやはり県に上げられるというふうなこともありました。そんな中で、障がい者の団体、それらの方々は、市長や議長、議員に会って、県を動かしてほしいということで働きかけをしてきたわけです。そんな中で、やっぱりある市長、議員は、やっぱり県が動いてくれなかったらこんな財政負担も大変だから、県に行って、一生懸命行って、知事や県会議員に陳情に行きなさいというふうな、そういうことなんです。

我々だって当然これは財政負担があるんです。そんなのはそれぞれの市町村で、こんなのは全額5,000万円なんてもてないじゃないですか。だから、当然そういう形で、知事や県会議員に、県は県としての補完的な役割を果たすと、そういう自治体として、やはり市町村の財政を補完していく、制度を補完する。そういう役割を果たしてもらうのは当然だということ、県へ行って、県を動かしてください、こういうふうなことです。

一生懸命県へ行かばって、県もアンケート調査をして、どういうふうに障がい者の方々の生活実態がなっているか、医療がどの程度要って、その暮らしに影響を与えているかというアンケートもし調査もして初めて、こういう施策を打ち出したんですよ。唐突に県は打ち出したわけではありません。これは長い長い働きかけによって、市町村や、市町村も動かしているわけですよ。県が、山が動いたわけじゃないですか。そんなことは奈良県なんて珍しいことじゃないですか。市よりも町村よりも先にこんなのを出してくるなんていうのは。それはもちろん県だって、1級、2級これを全部しなさいなんてそれは言わないでしょう。当然ですよ、自治体として。しかし、1級2級の予算は確保しますと、こういうことじゃないですか。あとはそれぞれの自治体で、市町村で、やはりこれまでの精神障がい者の実態、そういうものに鑑みてやってくださいということです。とりわけ2級の方々が一番経済的な負担がかかっていると、これは当たり前の話じゃないですか。1級はやっぱり年金だって高いんですよ。ところが2級はほんまにもうそれこそ6万円そこそこじゃないですか。やっぱり負担が高いんです。だから、やはりこの2級というのは、私としてはやっぱり欠かせないこ

とだというふうに理解をしています。

県ももっときちっとやってくれば、私は市長会がそっぽ向かんかったというふうには思いません。しかし、これまでの経過を見てみれば、やはりこの平成26年1月には、それぞれ担当課を市町村の課長さんでしょうか、幹部の方に来ていただいて、県の方針、県が予算措置をしていくということを、やはり周知をしてやっているわけじゃないですか。当然我々は内部で議論をされてきているというふうに考えていました。

しかし、現実にはそのような話は予算議会でもなかったし、これまでもなかった。初めて出たのがこの補正予算です。システム変更の補正予算ですね。これは西川委員がもっと議論したらということですけども、それは確かにもっと議論したらそれはよかったというふうに思いますが、県議会では大いに議論になったのだというふうに思います。しかし、残念ながら、県へ行って頼んできなはれと言うていった市町村の議論が足りなかった。本当に残念であります。

当然私は、2分の1といえども2,500万円という市民の税金が重たいということはよく理解をしています。しかし、それに倍する、私は政策的な効果、これはあると確信をしています。これまで障がい者福祉の中で、本当に、どういうんですか、置いてきぼりにされていた精神障がい者に光が当てられるということは、本当に私は当然のことだというふうに思いましたけれども、残念ながら市長会が、会としてそういう結論を出されたということについては理解ができない。市長が言ったように、それぞれの町の財政事情やこれまでのいきさつからしてどうなのかということでの、やめとこか、やっぱり延ばそうかというのだったら私は理解できる。市長会がそういう形で先送りをリードしたと言ったらまた委員長に怒られるかわかりませんが、そういう役割を果たしているということは本当に残念でならない。このことを、本当に私は知り得る者として述べておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 聞き漏らしていたら申しわけないですけども、今いろいろなことの話も聞きながら、これから先に検討課題があるということはよくわかりました。

それで、ここに出ている質疑の原点に戻りまして、129万6,000円のこのシステム変更委託料というのが、とりあえずどこまでを含んではるのか。今は1級とか、1級プラス2級とか、2級、3級の話も出ましたけども、結局具体的にはこの129万6,000円は今のところの話にも出ましたように、1級は早い時期に、2級については、ちょっとこれは忘れましたが、検討を要する、課題も多い、それからまた市長会での話もあるやろうと。

それはそれとして、この129万6,000円はどこまでの、1級だけをするためにするものなのか、1級、2級も皆含んで、いわゆる全部の対応まで可能なのかということですか。先も見越してやるのか、それだけ教えてください。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、システムに関しましては、級にかかわらず対応

できるように構築される予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それで、それをされるんですけど、いわゆる県と市との差というのは、このシステム対応の速度とかいう問題が出ているわけですけども、これを全てに対応するようにシステムを改良すると。これは大体どれぐらいで、期間的にはどれぐらいを予定されておるんですか。それだけちょっと教えてください。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 ただいまのご質問でございますけれども、3月までにはシステム改良を終わって、また受給者証も発行できるような体制を整える予定はしております。

藤井本委員 システム改良はそれぐらいですか。

西川社会福祉課長 はい。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 10ページの衛生費なんですけども、高齢者肺炎球菌予防接種委託料なんですけど、この10月1日から5歳刻みということで60歳から上はもうずっとという感じの中で聞いておりますが、この5歳刻みで60歳、65歳、70歳と、ずっと5歳刻みの方たちの法定接種となっていると伺っておりますが、これはいつまで続く期間の政策かということと、あと、この10月まで、9月いっぱいはどういった肺炎球菌の接種の費用になっているかということと、61歳とか71歳になれば、最高4年を待って、次に接種をするわけですが、その間の方の年齢の方については、どのように考えておられるかということとをちょっと聞かせていただければと思いますので、お願いいたします。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

先ほどの内野委員の質問でございます。まず、5歳刻みの方でございます。7月に予防接種法の一部改正がありまして、10月1日から、65歳の者という形で対象者はなっております。しかし、それと経過措置として、平成26年から平成30年度までは5歳刻みの方、65歳、70歳、75歳、100歳までと、100歳以上の方が経過措置として対象となります。100歳以上の方につきましては、平成26年度限りということでございます。経過措置としては、平成30年度まで。平成31年度からは経過措置の接種状況や接種記録のいろいろな状況を踏まえながら、改めて国は検討するということですので、その以降については、これから国の方針に基づいて葛城市もやっていくようにしたいと思っております。

今年度10月1日から対象にならない方につきましては、予防接種法改正に伴いまして、8月12日に議会全員協議会の中、10月1日から受けられないということがありまして、9月末までに費用助成制度を利用させていただくよう周知をさせていただきたいという提案をさせていただいて、ご承認を得て、今現在印刷に取りかかっております。

65歳以外の者につきましては、各公共団体の各施設の方に、9月30日まで、また10月1日からということで、予防接種のチラシの張り紙をさせていただいて周知をさせていただくとともに、ホームページに掲載させていただいております。また、広報にも、9月の広報に掲載させていただきました。それと今年度の各対象者につきましては、はがきをもって郵送させていただき予定をしております、そのはがきを持って医者、医療機関に行っていただいたら、対象者ということで接種を受けられることになっております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

内野委員 ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

白石副委員長 引き続きお伺いしてまいります。

同じく民生費の地域子育て支援センター事業費ということで、委託料110万円、BPファシリテーター養成講座実施110万円、ベビープログラムというんですか、この事業の中身について、一応養成講座ということでありますけれども、養成されどという役割を果たして行かれるのかお聞きしたい。これも国が100%、110万円負担をして進めようとしている施策であります。お伺いしておきたいと、このように思います。

それから、先ほど内野委員からありました、高齢者肺炎球菌予防接種委託料、これは予防接種法施行令を一部改正する政令等によって、平成26年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることに当たって、この規定に基づいて実施されるということになっていました。この高齢者肺炎球菌予防接種については、これまでも任意に実施をしてきたということがありますけれども、今後、もちろん収入によって負担が違いますけれども、違って来たわけですが、今後は、大体どの程度の負担で接種できるのか。もう一部助成は終了したということですから、負担も大きくなるのだというふうに思うんですが、どの程度で接種できるか。そして、この予算そのものが、対象者のどの程度の接種を見込んで計上されているか。5歳刻みですからそんな対象者はいないのかなというようには思うんですが、私ははずれているんですけど、これは受けられないかなと、そういうことになりますな、もう受けられへん。30年で終わっちゃったら当たるのかな。当たるのかもわからんな。そういうことですので、その点のところを聞いておきたいというふうに思います。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いたします。

このBPファシリテーター養成講座実施委託料につきましては、国の方で、少子化問題に対応するため、結婚から育児の一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じた独自の先駆的な取り組み支援するための交付金として、地域少子化対策強化事業補助金が創設され、葛城市としてBPファシリテーター養成講座実施事業を上げておまして、7月に採択されたということでございます。

まず、ファシリテーター養成講座につきましては、現在子育て支援センターで実施している事業で、県内では天理市と葛城市の2市のみになっております。この事業は、初めて赤ちゃんを育てている母親と、ゼロ歳の赤ちゃんと一緒に参加するプログラムで、決められた実施計画に基づいて計画進行していく、そのファシリテーターが事業を行うことになっております。その確保のために、養成講座を実施する委託事業として採択されたものです。この講座は、2日間の講座を受講し、その後計画を実施できると認定された人に、資格が認められます。

それで、BPプログラムの内容といたしましては、参加者同士話し合う中で、育児の知識や親の役割などを一緒に学び、それぞれの子育て経験を話し、交流することで、助け合える子育て仲間をつくり、子育てに必要な知識を学びながら、ゼロ歳時期の親子の絆づくりを通して、育児不安の軽減や虐待予防を目的として実施しております。

今やっている事業につきましては、1回につき決められた4回のテーマで、計画に基づいて進行しております。1回に実施するのは最低2名のファシリテーターが必要になっておまして、今現在、健康増進課と連携で実施しておまして、資格がある職員が、支援センターで1人と保健師2人の3名で実施しております。現在1人の子どもを出産した母親とその子どもを対象に年間4回実施しておりますが、参加率が、第1子の出生に対して32%程度となっております。BPプログラム終了後には、支援センターの場所を利用して、現在9つの子育てサークルができており、自主的に交流活動をされております。このプログラムに参加することで育児不安や孤立感を解消し、子どもの虐待予防にもつながり、葛城市の将来を担う子どもの育成を目指すためにも、全ての母親に参加してほしいと思っております。

今後はこの事業を継続していくために、資格を取得したファシリテーターは、市の子育て支援センターに登録していただき、事業の実施回数をふやすなどして、少しでも子どもを持つ母親と子どもが参加しやすいように事業を進めていこうと思います。

以上です。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

先ほどの白石副委員長の質問でございますが、高齢者肺炎球菌は9月30日までで終わるといことで、今現在やっているのは、医療機関に受けていただいて領収書を添えて助成申請をしていただいております。一般の方でしたら3,000円お返しする。非課税、生活保護者は4,000円をお返ししております。医療機関によって8,000円、約9,000円ほどの接種費用がかかります。今現在の負担額が8,000円としますと、5,000円ないし4,000円の個人負担となってきました。

それで、10月1日から法定の定期の予防接種ということで、値段的には、計上しておるのが、医師会で契約させていただいた金額が8,094円で、委託料の費用としてかかります。それにつきまして、個人負担につきましては、負担金といたしまして2,500円です。第B類の予防接種となって、個人の予防と、重点を置いておりますので個人負担をいただくということで、高齢者インフルエンザと同じように、高齢者インフルエンザは1,000円ですが、肺炎

球菌につきましては2,500円負担していただいて、あとは市でもつということですので、残り8,000円としますと、残り5,500円は市、個人負担は2,500円ということで、10月1日から負担が少なくなるということになってきます。

それで、生活保護世帯のみ免除するというので、予定をしております。

それと、見込み人数ではございますが、高齢者の方につきましては、インフルエンザと同等に打たれるということで予定をしております。対象人数につきましては、1,981人に高齢者インフルエンザの受診率の約50%を乗じまして991人の接種予定ということで、補正予算計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 それぞれに詳細にご答弁をいただきました。BPファシリテーター養成、この養成された方々によって、本当に出産から子育てを一貫して支援をしていくということで、本当に大事な事業だなというふうに思います。この養成講座の実施に対しては、これは100%国なんですけど、これはもう当然やはり事業として続けていくべきことだと思います。そうなると、国の補助はどの程度あるのか、この点だけ聞いておきたいというふうに思います。

予防接種の方もお話を聞いてよくわかりました。

西井委員長 岡課長。

岡子育て福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今の委託料の件ですが、これは養成のための講座だけです。

白石副委員長 だけなんやな。今やっている事業に生かしていくというわけやね。

岡子育て福祉課長 この講座を受けていただいて、そこで資格を取っていただいた方に、来年度からに向けて、資格をとっていただいたら順次登録していただいて、今年度中には、1回開催します。対象者は20人ということで、これから広報なり周知して募集を募りまして、1回、土日ですけども、2日間にわたって講習を受けていただいて、そのための費用が110万円ということなんです。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 既に、ベビープログラムについては、それぞれそういう資格のある人と保健師さんなどでやられていると。そういうこの事業を更に充実をするためにこの養成講座に参加をさせていただいて、資格をとっていただいて、ベビープログラムとかそういう事業に貢献していただくと、こういうことですね。その事業についてはちょっとまたどうなっているのか、また後で聞かせてください。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 1点だけご質問をさせていただきます。13ページ教育費、5項社会教育費文化会館費です。

需用費332万1,000円、これのちょっと内容についてお聞きさせていただきます。

西井委員長 大谷館長。

大谷新庄文化会館長 文化会館の大谷でございます。

このたびの修繕費の補正でございますが、當麻文化会館におきましては1階のトイレの水回り並びに喫茶コーナーの温水器の修繕及び、舞台袖に雨漏りがしておりますので屋上の防水シートの舗装、また新庄文化会館におきましては、事務所2カ所の空調設備が故障しておりますので、そのための修繕でございます。これで、このたびの補正予算の計上をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。4点ほどの修繕というふうにお伺いしました。

新庄文化会館の空調ということでご説明いただきましたけども、この空調というのは全館の一貫した空調管理になっているかと思うんですけども、部分的な取替え修繕で対応できますか。

それと、もう1点、多分私の認識では、空調というのは、ちょっと試算していただきたいかなと思うんですけども、非常にランニングコストの省エネというんですか、そういう空調が最近出ております。古い空調を修復するという方法がいいのか、新調してランニングコストを下げていくことがいいのか、その辺の試算も含めて、今後の空調の入れかえ検討をしていただくことも必要なかなと思うんですけども、その辺のところも含めてお願いします。

西井委員長 大谷館長。

大谷新庄文化会館長 新庄文化会館の空調でございますが、室外機、室内機とも事務所、それからオペレーター、主催者控室、それから展示室の横の給湯室ですか、それだけ独立して別の形のスイッチになっております。ホールの空調とは関係ございませんので、修繕に関しましてはその3個が一セットとなっております。

それから、もう1点ございました、省エネタイプの空調でございますが、この形のものは今のところパッケージの入替えになりますので、できるだけそのときの部品に関しましては省エネ部品を使っていきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ということは、今回入替える空調については、旧のランニングコストの高い機器を再度修復すると、こういうことでもいいんですか。当然いろいろとイニシャルコストとの比較をされてそういう判断をされたと思うんですけども、私は先ほどお話ししましたように、家庭でもよくそういうことは、業者さんのうまい口車かどうかわかりませんが、ダイキンさん等に聞きますと、3割近くぐらい旧のランニングコストよりも下がっておるといふようなことも伺っていますので、市の施設等につきましても、今後ランニングコスト等の、非常に文化会館等が、以前にも補正予算で光熱費の値上がりのところ、消費税が5%から8%になっただけで何百万円といったような光熱費の値上がりというふうな補正も組んでおられるとおり、ランニングコストのウエイトが高いというふうにご認識をしておりますので、今後の機種の入替え検討も、その辺のところも踏まえてご検討をお願い申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 答弁はなしですか。

増田委員 よろしいです。

西井委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

白石副委員長 引き続きお伺いしてまいりたいと思います。

2項清掃費に入ります。1目清掃総務費、土地借上料が15万5,000円増額補正をされておりますこと、そして、3目し尿処理費、光熱水費が21万6,000円計上されておりますけれども、この内訳、内容についてお伺いしておきたい。

それから、12ページの4項都市計画費、3目公園管理費、測量設計等委託料400万円が計上されております。当初予算は100万円だったというふうに思います。どのような内容の委託料なのか、お伺いしておきたいと思います。

西井委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの白石副委員長のご質問でございますが、清掃総務費、14節使用料及び賃借料の土地借上料でございますが、これは今仮事務所としてお借りしております當麻クリーンセンター仮事務所の土地、建物の借上料でございます。これにつきましては、本年平成26年3月末の契約満了に伴い、4月からの更新のお願いをしておったところでありまして、それに伴い、消費税の増税分に伴います消費税分課税対象となる賃貸借でございますので、その消費税値上がり分の見込みを、当初予算でいたしておりませんでした。その分の差額といたしまして15万5,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

3目し尿処理費、事業費光熱費でございますが、21万6,000円の増額補正をさせていただいております。この分につきましては、兵家に、し尿中継槽を統合いたしまして、そこに設置しております脱臭機が例年1台だったのを、新規におきましては2つのタンクで2基の脱臭機を設置させていただき、また電燈の整備をさせていただいたところでありまして、その当初予算におきまして見込んでおりました電気代が、約1.8倍ぐらいの料金がかかってまいりました。ゆえに、その差額といたしまして21万6,000円、今年度の見込みといたしまして不足が生ずるということになりましたので、今回補正の増額をお願いしたところでございます。

以上であります。

西井委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

白石副委員長の質問にお答えしたいと思います。

6款、4項都市計画費の公園管理費の補正でございますが、この補正につきましては、新町公園にかかる費用でございます。新町公園排水ポンプの改修につきまして、平成26年度当初、設計委託料といたしまして、100万円で分電盤並びにポンプのかさ上げ及びポンプの能

力アップということで予算計上をさせていただいたところでございます。その後、関係機関と協議させていただきまして、計画に変更が生じまして、既存のポンプが6台あるわけでございますけども、その6台を生かしながら新たにポンプを2台新設させていただき、それにかかる設計委託料として計上させていただいたものであります。

なお、地球温暖化等によりまして、異常気象等でゲリラ的な大雨がいつなるとき降るか想定できない中で、基準を設けるということと、それに見合うポンプを、今回設計委託料として設計させていただき、テレビやインターネットの気象情報を参考にしながら運用することによって、一定の効果が期待できるということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 それぞれ所長なり課長からご答弁をいただきました。

土地借上料については、消費税分だということでありまして。まけてもらわれへんから、そのまま一応お支払いをするということでしょうね。

それから、今、吉村課長の方からご答弁をいただきました。既設のポンプが6台ということで、そこに2台新設をするという計画ですね。この2台の新設をする部分に、この新しいというか測量設計委託料を計上していると。能力アップ等については既設の6台の分だということの理解でいいわけですね。

どういふんですかね、6台、そして新たに2台ということでありましてけれども、大雨が来るたびに、あの公園が、本当に水がついて、それが間に合わなければ、東洋アルミさんの敷地にまで入っているというふうな状況で、本当にこれは何とか手を打たなければならない。昔からの水利のしきたりで、土樋とか、水路を大きくすることができないわけで、この点はちょっと私も考えないかなというふうには思うんですが、ポンプで排出した水そのものも、行き先を見てみると非常に危ない、そういう状況です。このたびの実態でもそうです。これが、さらに2台新設をされて、一挙に吸い上げて同じ方向へ排出をすると、排水をするというふうになれば、これは下流域の笛堂の水路そのものの溢水とか、そういうことも考えていかなきゃならないんじゃないかというふうには、この間現場を見て感じたことであります。

だから、大体の流れの方向というのはわかるわけですけども、そこだけではちょっとのめないんじゃないかと。新たに、どっちになるんですか、東の方になるんですかね、葛城川に流していく方向も考えないかんのじゃないか。だから、余計新しいポンプが設置されて、一挙に排水するということがなれば、そういうことも考えていただかなければ、もう下流の笛堂の田んぼはもう満杯ですわ。本当に大変な、もう水路なんて見えないですものね、そういう状況になっています。

その点もご配慮いただいて、見直しをして設置を改良していただきたい。現状は、これはほんまに何とか手を打たないかんということですので、遺憾ないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

西井委員長 市長。

山下市長 ご心配をいただいております。我々も笛堂との水利の問題、六寸土樋等の問題、それと、ただ、葛城川に、これも正式な話をいろいろやっていますが、いろいろ難しい問題もございます。そういうこともいろいろ鑑みて、今回とりあえずこの形で対処させていただこうと思っております。

白石副委員長がおっしゃるように、根本治療ではないというのもよくわかっておりますので、教育委員会と話をしながら、例えばグランドの下に一時貯留をするようなものを設けられないかというようなことも、グランドの整備とともにあわせてということを考えておりますけれども、簡単な見積もりをとりますと2億円、3億円という金額が出てまいります。簡単に踏み込めるような領域の話ではございませんので、グランドの整備等も踏まえて、今後考えていかなければならない大きな課題の1つだというふうに我々も十分に認識はいたしております。そのときに、もし、地下の貯留ということも含めて、グランドの手入れということも皆さんにまたご提示をさせていただきながら、適切なる補助金をとってきて、できることであるならば、皆さんにその案を披歴し、また議論させていただきたいというふうに思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

副委員長。

白石副委員長 最後、13ページであります。小学校費の教育振興費であります。これは県の委託金という形で、全額、これは平成25年度の補正で出てきたやつなんでしょうかね。事業の終了という形で今回補正されているわけでありましてけれども、事業の中身は大体推測はできるわけでありましてけれども、どのような、どういうんですか、いわゆる発表会みたいなものをやるのですか、やりましたか、また、そういう指導書等の作成をしていくということだと思いますけれども、それらの中身について、成果についてお伺いしておきたいと、このように思います。

西井委員長 井上課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

この事業は昨年度もやらせていただきまして、たしか9月の議会で補正予算で通していただきました。県と国との契約がいつも遅くなりまして、それが済まない県と市町村ができませんので、その関係でこの時期になってまいります。事業名が、奈良の子どもの未来を拓く道徳教育推進事業ということで、道徳の研究でございます。実施しておりますのは、本市の磐城小学校でございまして、2カ年の研究主題が、伝え合い認め合い学び合う子どもの育成というメインタイトルのもとに、第1年次は道徳的心情、道徳的判断力を高めるという課題をあげております。2年次が道徳的実践力の向上でございます。県の指導主事あるいは市の指導主事を招いたり専門家を招いて、研修を進めておりますが、昨年秋に県の道徳の研究大会も会場校を引き受けて、県下の先生方に成果をご披露申し上げ、授業も見ていただいて、好評をいただきました。この学校での取り組みは、とにかく授業研究を1つの柱としております。授業を通して力量を高めるということ。また、もう一方で、さまざまな教材を集めております。子どもたちに有用な教材を幾つも開発しております。

成果といたしまして、一番の成果は、先生方の指導力は確かに向上しておると思われま。道徳の授業は、若い先生とベテランの先生でかなりの力量の差がございまして、ともすればお説教で1時間が終わってしまうわけで、それでは子どもたちの道徳の力はつかないわけでございます。さまざまな授業の展開の仕方を、先生方が学び取っていくと。これは学校全体の教育力を上げる上で大変有用でございます。

2つ目に、実際に子どもたちの意識を聞いてみますと、道徳的心情や判断力がやや高まっております。中でも注目したいのは、自分のことについてよく考えるという子どもが顕著にふえておるのが、アンケートの結果から明らかになっております。

3つ目としまして、道徳は道徳の時間だけでは完結しませんので、あらゆる教科、活動の中で行います。先生方がその道徳を研究しているのだという意識を持つことで、例えば体育の時間に、じゃあこれは道徳の中ではどんな力が結びつくんだろうか。音楽をやっている、この音楽はただ歌を歌わせて終わりではないかと。そういうもんでなくて、この時間何を、道徳性を養うのだということを常に意識して、学校教育を進めるところに、大きな価値があるかなと思っております。

2年次に大変大きな成果が得られるかなと期待しておるところでございます。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご報告をいただきました。これらの成果品については、また、子どもにもご披歴していただいて、その成果をまた検証していきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これにより議第40号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって議第40号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時25分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、議第41号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

を議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程になっております議第41号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,560万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億8,760万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目介護予防一次予防事業費、8節報償費60万円の増額、13節委託料60万円の減額でございます。次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料3,560万3,000円の追加でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。8款繰越金、1項繰越金、1節繰越金3,560万3,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長。

白石副委員長 ご苦労さまです。お待たせしました。

歳出の5ページであります。3款地域支援事業費、2目介護予防一次予防事業費であります。報償費、講師謝礼60万円が計上されています。一方、13節委託料では、地域活動指導者養成講座委託料60万円が減額されているということでもあります。これはどのような理由によって、振替えというか組替えされたのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。そして、6款諸支出金、償還金が3,560万3,000円、この償還金の内訳についてお伺いしておきたいと思います。

歳入であります。4ページ、繰越金、前年度繰越金3,560万3,000円、歳出に相当する分が計上されているわけではありますが、前年度繰越金があとどんだけほど残っているのか、これで全部使い切りか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと、こういうふうに思います。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく申し上げます。

まず、最初のご質問でございます。地域支援事業の介護予防一次予防事業費でございますが、これにつきましては、まず委託料の方ですが、地域活動指導者養成講座といたしまして、運動指導士を地域の公民館に派遣して、地域のリーダーとなる指導者を養成するため、業者委託をいたしまして派遣しておりましたが、報償費でみております介護予防普及啓発事業などでお願いしております運動指導士にお願いすることで調整ができたことにより、費目の振

替えを行うものでございます。

それと償還金の内訳でございますが、平成25年度決算に伴いまして、介護保険事業の負担割合の余剰分ということでございます。内訳といたしまして、国庫返還金1,658万3,362円、それから県費返還金1,359万2,709円、支払基金返還金544万4,070円、合計いたしまして3,562万141円でございます。補正額との違いでございますが、当初、枠分として8万円計上をいたしておりましたことと、歳入補正額との調整のため、同額といたしたものでございます。

それから、前年度繰越金でございますが、先ほど言いました国庫負担金の分、県負担金の分、それから支払基金の分でございますが、3,562万141円でございます。そのほかに地域支援事業費分で未交付分7,069円がございまして、差し引き3,561万3,072円となるわけでございますが、枠分といたしまして1万円計上しておりますので、補正額は3,560万3,000円ということになります。

残っているかというご質問でございましたが、全額でございます。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。

白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご説明をいただきました。一次予防事業で、業者委託を考えていたけれども、講師が、力量ある能力ある講師が確保、調整できたという形で、よりよい成果が出るのではないかというふうに思います。このぐらい、9月ぐらいの補正がやっぱり出てこなあかん。その辺は、よりよい、よりベターな、それはいいのはいいんだけどね、我々はやはり予算を審査するという立場にありますので、そこの、こんだけようになりましたということを強調してもらわないと、やはり審査をした者として、何をしていたんやと言われますので、この点はよろしく願いしておきたいというふうに思います。

以上であります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これにより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって議第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第42号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

田中部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま提案いただきました議第42号、平成26年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出補正予算についてご説明を申し上げます。本案につきましては、国の平成25年度補正予算で創設されましたがんばる地域交付金の交付限度額が示されたことによりまして、本交付金を学校給食センター建設事業費に全額充当するものでございます。

また、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金におきまして、当初見込んでおりました交付金額が、算定基礎でございます基準面積に改正がございまして、増額をいたしましたのであわせて同様に充当するものでございます。

それでは、1ページの方をお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,135万7,000円とするものでございます。

それでは、次に、歳出よりご説明申し上げますので、事項別明細書の3ページをお開きください。下段でございます。1款1項1目学校給食総務費でございますが、13節委託料35万7,000円の増額でございまして、新給食センターの献立等一本化に伴い事前に改造する必要があることから、給食システムのカスタマイズ費用として補正するものでございます。また、上の段にございます歳入予算でございます。補正内容につきましては、歳入の2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育費国庫補助金としまして、当初7,152万1,000円を見込んでおりましたが、補助金の算定基礎でございます建築基準面積に改正がございまして、学校施設環境改善交付金事業補助金として7,969万3,000円を増額補正し、1億5,121万4,000円とし、また2目に総務費国庫補助金を新たに加え、新たにならばる地域交付金5億603万7,000円を増額し、合わせて5億8,573万円を増額補正するものでございます。また、3款繰入金、1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金では、当初14億3,085万9,000円を計上しておりましたが、がんばる地域交付金5億603万7,000円と学校施設環境改善交付金の7,969万3,000円を国庫補助金に充当しまして、また一部給食システム変更委託費用35万7,000円を含めまして、差し引き5億8,537万3,000円を減額補正するものでございます。

以上簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西井委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この交付金、補助金の考え方についてお尋ねしますけれども、歳入の一番最初のところ、2款国庫支出金、国庫補助金のところですか。ここに学校給食費補助金というのが7,969万3,000円と5億603万7,000円と、同じように国庫補助金としては並んでいるわけで、給食センターの補助金、いつときは補助金がどうなるのやらということで、かなりご努力いただいたと

いうのも記憶をしております。市長なり総務部長も駆けつけていただいて頑張っていたというこの認識もあるわけですが、そういう、言葉はおかしいですけど、そんなどん底みたいところから今度はぱっとふえてきた。要するに、一番最初の学校給食補助金の学校施設環境改善交付金事業補助金というのは、いわゆるもとからある給食センター建設における補助金が増額となったと、こういう認識でいいのかなと、このように思います。わからないのはがんばる地域交付金、これは給食センター建設に対して交付というか補助されたものなのか、いわゆる性質的なものが余り、名前も聞くのは初めてだし、給食センターのところに充当したというただいまの説明がございましたけども、そここのところの説明を求めたいと思います。

西井委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。

がんばる地域交付金の内容についてご説明申し上げます。この経緯から申し上げますと、平成25年12月5日に閣議決定がなされました好循環実現のための経済対策におきまして、がんばる地域交付金が創設されたことを受けて、平成26年2月6日にがんばる地域交付金を含む平成25年度補正予算（第1号）が可決されました。

（発言する者あり）

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 がんばる地域交付金の説明に当たりまして、資料をちょっと、一般会計、特別会計、またこのがんばる地域交付金につきましては、いろいろな、これから説明いたします、国の平成25年度年度末における2月に補正成立したこの財源をとらえて、新炉、新クリーンセンターを初め、それぞれのこの財源を用いた補助金でもってされておる事業に対して、今回がんばる地域交付金ということで、5億600万円余りがついたと、こういうことでございまして、一般会計と学校給食会計、特別会計、ちょっと出入り、一般会計での先ほどご審議いただきましたように、学校給食会計への操出金、また特別会計に至りましては、繰入金、その中で、歳入で今おっしゃるように、国庫補助金の中にがんばる地域交付金も入っていると、こういうちょっとややこしく体系になっておりますので、整理した資料を、これから委員長、副委員長、ご了解のもとに出させていただきます、説明させていただきたいと思っております。

ご了解お願いできますか。

西井委員長 お願いします。

（資料配付）

西井委員長 安川課長。

安川総務財政課長 それでは、今配付させていただきました資料をもとに、今回のがんばる地域交付金の内容をご説明申し上げたいと思っております。資料をごらんいただきたいと思います、左側に学校給食センター建設事業、右側にごみ処理施設整備事業ということで、新クリーンセンターの内容になっております。その中央に枠で囲んでいますが、これが今回の国の平成25年度国の補正（第1号）に係りますががんばる地域交付金、約5億600万円と書いてありますが、こういった形で内容的に説明させていただきたいと思っております。

中央のこのがんばる地域交付金につきましては、主にごみ処理施設事業などということでは8事業ほどございます。これの対象となった事業におけます地方負担額に基づいて算出されました国の交付金でございます。この重きは、主にごみ処理施設事業、新クリーンセンターに係る事業に伴います地方負担にかかっている部分が重きを占めておりまして、3億9,900万円ほどございます。

右側の方を、まずごらんいただきたいと思います。ここでは、新市建設計画に伴います内容を、全体事業費としてとらまえておりまして、一番上の枠、65億4,200万円につきましては、平成21年から平成26年におけます平成24年6月現在の新市建設計画の額となっております。この額の内訳についてでございますが、右から2つ目の上段の枠をごらんいただきたいと思います。65億4,200万円の内訳として、1つは一番上にあります国庫、これが約3分の1で21億7,200万円、その次の行になりますが、合併特例債でございます20億7,300万円と、その右側、ブルーで書いております8億8,800万円、これの合計が29億6,100万円というのが本来の合併特例債の額でございます。これはわかりやすいように、その70%が交付税に算入される額、右側のブルーの部分は市の負担ということで、わかりやすいようにちょっと明記しております。

次に、通常債、これは一般廃棄物処理事業債に当たるものでございまして、合計額11億1,000万円、その50%が交付税算入されるということで、5億5,500万円、残りの半分が市の負担となるということで同額を上げております。その残りの財源としまして、一般財源2億9,900万円が計上されておるわけでございます。

それをよりわかりやすくしたのが、その右側、右の一番上の枠になります。額は同額の65億4,200万円でございますが、国庫並びに起債で交付税措置される額を合わせますと、いわゆるこの左側の白い部分、これの合計額が48億円となっております。

残りの今度はブルーの部分、市の負担となるべき部分が、一般財源相当ということで、17億4,200万円という形でごらんいただきたいと思います。

今回、補正等見直し等を含めまして、この事業の見直しを図ったわけでございますが、それは一番下の段になります。74億5,800万円、これが今回クリーンセンターの面積等による影響を含めた額で、これは平成21年から平成30年度までの延長での額となっております。内容的には上と同じような格好なんです、ただ金額は訂正になっておりまして、国庫につきましては24億8,600万円、起債につきましては29億3,100万円の内訳を書いておりまして、通常債は15億8,400万円の内訳という格好になっております。

これも右端には、国庫交付金、交付税算入で措置されるのが、74億円のうち53億3,000万円、残る一般財源が21億2,800万円となっております。この上段部分と最終の見直し後の差が、ちょうど中央部分に書いております。この中央部分には、その65億円と74億円との差9億1,600万円の内訳をこういうふうにあらわしておりまして、その差を内側に、右側に、補助、単独の内訳で申しますと、5億3,000万円と3億8,600万円の財源内訳となっております。

中央で申し上げましたように、がんばる地域交付金の重きが、大方3億9,900万円がこのごみ処理にかかる分ということで、本来ならこの事業に充当するべきところでございますが、

今回のがんばる地域交付金につきましては、早期に経済的な効果をもたらす、こういった事業に充当するというのが本旨でございますので、今回左側の学校給食センター建設事業、今年度内に完了予定をしておりますので、こういった事業に充てるということで、今度は左側をごらんいただきたいと思えます。

この左側には、一番上に同じく平成24年6月時点の新市建設計画をあげております。一番上の左端、ごみ処理と同じように14億8,200万円の財源内訳でございますが、国庫が7,200万円、合併特例債としましては12億6,000万円ですが、7割の8億8,200万円が交付税算入されます。残りあと一般財源が合わせて5億2,800万円ということで、これが右側に同じく国庫交付税算入9億5,400万円、あと一般財源5億2,800万円というふうになっています。

今回、その下に当たるんですが、これも学校給食センター、見直しをかけておまして、平成24年から平成26年の事業ではございますが、人件費やコジェネレーションシステム等の導入用も含めまして、ここで増額となっております理由でございます。

左端の、真ん中、中央左側の見直し後の枠をごらんいただきたいと思えます。その17億1,600万円の内訳でございますが、当初補助金が7,200万円でしたが、今回補正で上げさせていただいておりますのが7,900万円余りということで、これは市長等の陳情等に伴いまして増加になった額を上げておるわけでございます。

それと、2列目の行になりますが、元気臨時交付金につきましては、これは昨年度充当させていただいた交付金でございます。それと、今回のがんばる地域交付金、がんばる地域交付金につきましては今回補正で上げておる5億600万円になるわけですが、これが今年度完了予定となるこの事業にこの財源を、がんばる地域交付金丸々を充当させていただいたという中身になっておるわけでございます。これにつきましても、下の合併特例債が5億5,900万円と、一般財源となる2億4,000万円と、それと一般財源が1億4,500万円ということで、これも右端にその補助分と一般財源であらわしておるものでございます。

結果、その左下のオレンジ、柿色のマークをちょっとごらんいただきたいと思えますが、今回の国庫補助の追加により、1つは国庫補助が7,900万円ふえたということと、それと、昨年平成24年度でありましたが、元気臨時交付金で1億1,500万円、それと今回のがんばる地域交付金5億600万円、これの結果、そのちょっと右側の赤枠をごらんいただきたいと思えます。国庫交付金及び交付税の公債費歳入が、合わせて3億7,700万円の増額になりました、逆に一般財源は1億4,300万円減ということになっております。これをプラスマイナスしますと、吹き出しになっております、影響額は5億200万円の影響が出ておるということでございます。

そういった全体をあらわしていますが、この結果といたしまして、「以上のことから」と書いています、下の四角い括弧欄をごらんいただきたいと思えます。ごみ処理施設整備事業の増に伴いまして、市の負担は、先ほど右の中段で申し上げました3億8,600万円の増となっておりますが、がんばる地域交付金や陳情要望活動により、補助金の充当をすることによりまして、学校給食センター建設事業では、市の負担額は、先ほど申しました5億2,000万円減というふうなことになっております。この3億8,600万円と5億2,000万円の差額、

約1億3,400万円が財源的に助かっているという、こういった現状をこれがあらわしておるものでございます。

重複になりますが、この財源は今回単年事業に完了見込みのものに充てるといったことで、今回は学校給食センターの方に充当させていただいております。ただ、ちょっと金額的に100万円単位でご説明申し上げましたことだけご了解いただきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ただいま説明して下さったことについて、また補正について、どちらでも結構ですので、質問等がございましたら。

藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。こういう表をつくっていただきましたので、今すぐに全部が把握できたかというところははいかないんですけども、ここにあるようにこの交付金というのは、ごみ処理施設整備事業などと、こう書かれています。ここで説明があるのが学校給食センターの建設事業とごみ処理施設が主やと、こうなっているわけやけども、文章的にはこの「など」というのと、がんばる地域交付金という勝手に受けるイメージからすると、葛城市がやろうと計画していて、または進んでいる事業に応じて配分されたものになるのかなというふうにも思えるんですが、ここはこれだけ見るとごみ処理場と学校給食センターがあるから5億600万円ががんばる地域交付金がもらえたのだと、それだけで済ませられないのかなと思うんですけども、この「など」がどこまで、いや、「など」というのは余り関係ないというものなのか、いや、ほかにも、例えば尺土駅前事業も含まれているとか、今年やろうとしている部分だけのものなんやとか、ちょっとそこら辺の説明を補足していただきたいと思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 このがんばる地域交付金、この中では重きがクリーンセンターにかかる分でしたので、わかりやすいように入れさせていただいたところがございます。この算定となっております各種事業でございます。まず、平成25年度の年度末、国の1号補正に伴いまして3月の一般会計で補正をかけさせていただきました。そして、繰越した事業、まず学校施設の環境改善の事業です。當麻小学校2億2,400万円余り、また新庄中学校2億9,200万円、それぞれ大規模改造工事の補正をかけてさせていただいております。この分に係りますがんばる地域交付金として約4,000万円余りがカウントされておると。

また、同じく3号補正の中で繰越明許をさせていただきました農業基盤の整備促進事業、葛城の第5、第6地区、すなわち笛吹の農作業道と笛吹水路、こちらについても3月補正させていただいて繰越ししております。これについては400万円余りがこのがんばる地域交付金の中で算定されておる。それと加えましてもう一つ、これは防災安全関係でございますが、橋の長寿命化等の地域連携推進事業でございます。こちらで、乾橋、安井川大橋等の長寿命化による事業を3月補正にかけさせていただきました3,400万円ということです。これと市営住宅の、公営住宅のストック改善事業350万円を組んでおったわけでございます。これらにかかる分として約200万円余りが加わっておると。そこに地域循環型新クリーンセンター、

先ほど来申しております、これの平成26年度の補助金が今回該当となって、3億9,900万円余りが該当となりました。また、学校給食センターの建設事業でございますが、こちらにつきましても5,000万円余りといったように、文字通り地域で頑張っておる、特に国の1号補正で予算化された財源をもとに地域で頑張っておる事業について、今回採択を受けて交付となった至りでございます。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

藤井本委員 はい。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

白石副委員長 がんばる地域交付金5億6,000万円余りについては、ご丁寧に資料も出していただきまして、大体よくわかったと思います。

それはそれとして、給食センターの事業に全部ぶち込むということになったということは、これはがんばる地域交付金の即効性、地域経済を本当に活性化していくということで、アベノミクス等に基づいて、元気臨時交付金のような形で国が補正において即効性を求めるという形で、年度内に終わる事業についてという形で手当されているという形で、現状では、ほかにもちょっと考えたんですけどもなかなか思い浮かばない、大きな事業がね。工事請負契約の締結も終わり、年度内に終わるといえばこの学校給食センターの建設事業ということになるわけで、一定理解はできるわけでありませう。

しかし、ほんまは、これは新クリーンセンターの整備事業、これが本来なら使えるものならここへぶち込んでいくというのが、ほんまに当を得た使途であったというふうには思いませんけども、10億何がし増額になったわけで、そういう意味では、私はこれはやむを得ないというふうには思います。本来やったらそうあるべきやと。市長がこの給食センターの建設事業に対しては頑張ってもらって、それは面積基準の改正も含めてタイミングもよかって、倍する補助金がついてきたということで、せっかく頑張ってくれたんやからこれは給食でそっちへやったらいいからね。がんばる地域交付金はやっぱりこっちと思うてたんですけども、そうはいかんということなので、給食センターの建設事業費に充てていくということは理解をするものであります。

大体5億6,000万円というのは、対象事業費を大体全部算出したら、積み上げたらこれだけになるということですね。それとその学校施設環境改善交付金事業補助金の7,969万3,000円新たに増額になっているわけです。この面積基準等の改正の中身についてお伺いしておきたいと、このように思います。

これは藤井本委員の質問に関連してお伺いしておきたいと思ひます。

そして歳出の方の、学校給食総務費で、給食システム変更委託料35万7,000円が計上されているわけでありませうけども、この変更の理由、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 それでは、ただいまの白石副委員長の2点につきまして、ご質問の回答をさせていただきます。

まず、当初の歳入予算としましては、平成25年度の施設基準面積をもとに計算をされておったわけですが、本市の児童数につきまして約3,400人の場合、文科省の平成25年度の基準面積、児童数が3,001人から4,000人というこの区分に該当いたします。それが736平方メートルでございました。しかし、改正によりまして、平成26年度の基準面積が1,679平方メートルに引き上げられております。それともう1点が配分基礎単価といたしまして、建築単価につきましても、平成25年度が21万2,800円から平成26年度は23万3,000円ということで若干引き上げることとなりました。この2つによります算定方法というのが、数式がございしますが、ちょっとこれはなかなか難しい数式でございすけども、それを掛けて事務費の方を加算して、こういった交付金の額になっております。

それから、2点目の給食センターの35万7,000円のシステム改修費でございす。これにつきましては、新給食センターの方が、今度、釜割りと申しまして、今當麻でしたら釜が1つ、新庄の方が複数に分かれておるわけなんですけども、今度新しい給食センターの釜がちょっとふえまして、その釜によって、1つ目の釜は例えば1年、2年の何人、2つ目の釜が3年から5年まで何人というふうにシステムとして計算するようなシステムができております。既にそういう仕組みができておるわけです。それをあらかじめカスタマイズする必要がありまして、その部分と、それからあとアレルギーの対応をするために、あらかじめそういった生徒さんの登録をするように仕組みを変えるわけなんですけども、その辺の入力と、それからあと帳票類、そのカスタマイズ費用ということで35万7,000円の方を上げさせていただきました。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 田中部長の方からご説明いただきました。学校施設環境改善交付金事業補助金7,969万3,000円の根拠が理解することができました。それぞれ面積基準、あるいはそれぞれの単価が変わってきたということによって増額になってきたということでありす。

それと、給食システム変更委託料、これはもう既に、現在もこのシステムを使って計算をしてやっているわけやね。それをまた新たな施設ができるわけですから、それらに合わせて変更をしていくということすな。めっそでやっとなるわけぢやいまんねんな。お味噌汁なんかつくるのに、味噌何ぼとか、塩何ぼとか、小さじとか大きじじゃないよな。がさっと入れるさかいな、「えーっ、大丈夫なんか」と思うたんやけども、やっぱりこういうふうにしてやっていると。なかなかその日の湿度とか温度とかそういうことによって違うらしい。そういうことも皆コンピューターでいろいろ管理をされているんだなあと感心をしたんですけども。

ありがとうございました。わかりました。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございせんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

理事者より事業の現在の状況について報告お願いいたします。

異室長。

異新炉建設準備室長 新炉建設準備室の異です。

それでは、私の方からクリーンセンターの現在の進捗状況等につきまして、ご報告させていただきますと思います。

まず、工事の状況でございますが、現在新クリーンセンターの建設予定地におきましては、1月から県から許可をいただいた造成擁壁の工事を行っている段階ですが、敷地を拡大する南側部分の伐採、造成は既に完了いたしまして、敷地内に残っていた既存のリサイクルセンターにつきましても、一応解体が8月に終了いたしました。ですので建物が全くないような状況という形になっております。そして、現在、敷地周囲の擁壁の一部をつくっている段階でございます。

それから、また、許認可の関係でございますが、最終的に建設にかかる自然公園法の許可申請の件でございますが、今現在県と添付資料の関係で最終調整の段階に入っておりますが、それが済み次第申請を早急にする予定を考えております。

それと、裁判の件でございますが、県に対する工作物新築許可取り消し訴訟、いわゆる造成と擁壁に対する取消訴訟でございますが、既に県の方から答弁書が提出され、実は昨日第1回目の口頭弁論があり、今回は10月16日にまた開催されるということになっております。それと執行停止の方でございますが、こちらにつきましては、原告からの申立書に対しまして、県から意見書を既に提出され、またそれに対する反論が原告の方から提出された状況で、今回の裁判ではまだ判断はされておられません。

以上がクリーンセンターにかかる現在の状況でございます。以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等がございますか。

藤井本委員。

藤井本委員 工事の方は、ようやくと更地になっているという、私は見に行っていないけどそれで想像というか大体わかります。

それで、我々がちょっとわかりにくいとか見えにくいのは、県との今まで折衝をされてきた、ご苦労さまでしたということも言いましたけど、これが私にはなかなか見えにくい部分があったわけですね。6月議会で工事の変更契約というものをした。これは県の許可を、いわゆる地下構造にして、県の指導に基づく県の許可を早期にもらうために、もらうというか許可をいただくために変更契約、私はそれなりの自分の考えがあって意見も申しましたけど、それはそれとして、今ここへ来て、もうそこから約3カ月たって、6月から3カ月たって今最終段階だと。ちょうど最終調整をしているということで、現在のところはしたらまだ自然公園法の許可というか、そのものはもらえてないという認識でいいわけですか。今後今おっしゃっていたように、言葉では最終調整なんだと、こういう最終的なというのはもうことしの春ぐらいからずっと言葉としては出ているわけで、ほな、いつももらえるのやというところ辺、どういう予定、予定は変わることは確かに相手もあるから、県の考え方との相違もあるやろから、あるけども、今、市として最終調整やという言葉の中で、いつそれなら自然公園に対する許可をもらえるんですか。もらうつもりでやっているんですか、お答えください。

西井委員長 異室長。

異新炉建設準備室長 新炉建設の異です。今の藤井本委員からのご質問でございますが、最終調整という言葉がどうなのかということとはちょっとさて置きまして、一応大まかな資料はできております。ただ、そこに添付資料をいろいろ、裁判のこともございますので、つけてくださいということで、県の方から言われておりまして、その辺を今作成している最中で、できましたら今月中には申請をしたいなというふうには考えております。許可につきましては、それから一月ぐらいはかかるのかなというふうには思っておりますが、それは県の方の決裁の都合もございますので、それぐらいでいけるのではないかなというふうには見込んでおります。以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私はこれでもいいですけども、もう今葛城市が抱えている、いわゆる自然公園法に関する、県がいろいろな宿題を出してくるわけです。今、市が抱えている課題というか宿題はないと、こういう認識でええわけですか、簡単に言えば。今、資料等をつけて申請をする手続をしているだけで、あとこれをせなあかんとか、まだここが残ってまんねとか、今ちょっと裁判の資料をつけなあかんというのがありましたけど、いわゆる市として宿題がまだ残ってましたけど、こんなことは、もうないわけですか。それだけ確認して最後にしたいと思いません。

西井委員長 異室長。

異新炉建設準備室長 ただいまの藤井本委員からのご質問ですが、市としての課題はないと考えております。

西井委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

白石副委員長 藤井本委員の質問に対して、異室長がご答弁をいただいているわけでありませ

れども、この間、本当に県との協議も含めて、一々報告を受けてきたわけでありますけれども、我々が実際に協議の内容をきちっと受けとめられなかったのか、この協議がきちっとされていなかったのか、この点は今から振り返って考えてもあれですけれども、今後、県が自然公園法に基づく許可、あるいはその他の建築にかかわる手続等があるわけでありますけれども、これは、この裁判との関係ではどのように考えたらいいか、この点を県はどう考えているのかというのをちょっとお聞きしたい。裁判で一定の方向が見えるまでは、自然公園法の許可等、これが先送りされるというふうなことになるのか、いやいや、そうではなし、この裁判の経過、結果にかかわらず、許可を出し粛々と建築確認等、そういう手続が進められるのか、お伺いしておきたいと、このように思います。

西井委員長 巽室長。

巽新炉建設準備室長 ただいまの白石副委員長からのご質問でございますが、県の方とお話しさせていただいている中で、その県の許認可というのは、もう裁判とは関係なしに粛々とその辺の事務は進めさせていただくというような形でご回答いただいておりますので、裁判の結果がどうのこうのと、その許認可の手続というのは関係ないかなというふうに考えております。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 私自身も、これは当初からそのように、理事者や原課は考えてきたし、そのように聞かされてきたんですよ、私は。だから、1.78倍のその実施設計によっていけるのだと、裁判の経過、そういうものいかににかかわらず大丈夫なんだという形できたんじゃないですか。それが結果として、市長が1.0倍ということはあり得ないということが起こっちゃったわけですよ。だから、聞いているわけですね。だから、巽室長や、それは関係なしに粛々いってくれまんねん言うたって、「うーん」と、こういうようになってしまうので、それは室長の所見としてお伺いしておきたいと、このように思います。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましても理事者より事業の現在の状況について報告をお願いいたします。

田中部長。

田中教育部長 失礼します。それでは、6月26日の厚生文教常任委員会以降の経過説明の方をさせていただきます。

まず、ハード面についてでございます。7月17日に起工式の方を終え、現在業者等の打ち合わせ等を定期的に持ちながら建設の方を行っております。8月の最終週から現場の基礎杭の方を打ち始めております。

次に、ソフト面でございます。7月3日にPTAの役員会の方に行かせていただきまして、これから給食業務の委託者の選定に当たっていく過程で、プロポーザルの審査の基準となる評価項目について、保護者からの要望を反映するために、PTAの役員さんからも意見をい

ただきたいということで説明に上がらせていただきました。この件につきましては、評価項目を要望書として9月8日に回答の方をいただいております。

2番目としまして、保護者説明会の方を開催させていただきました。新学校給食センターに係る食物アレルギー対応説明会及び意見交換会ということで、8月2日の土曜日に午前午後2会場に分けて説明の方をさせていただきました。

それから、3番目でございます。現在の調理員、職員さんへの意向調査の方を実施予定しているわけですが、アンケート調査票の方を7月に回収させていただきました、現在個別面談ということで、日程の方を調整中でございます。

それから、4点目でございます。地産地消についてでございます。7月には寺口の農業者団体との第1回の会議の方を行わせていただきまして、情報交換として資料の方を提示させていただきました。8月につきましては、奈良県農協の経済センターの所長さんの方に、給食センターと生産者の他団体の事例の方の情報収集に行かせていただきました。

それから、今後の予定の方を簡単に説明させていただきます。現在業務委託に向けての仕様書の方を作成中でございます。また、給食業務の委託の業者選定に着手をいたしたく思いますので、当初予算でもお示ししておりますように、給食業務の委託審査委員会の方を立ち上げさせていただきますと思います。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問などがございませんか。

副委員長。

白石副委員長 給食センターの建設事業の着手に当たって出された基本計画においては、業務委託については業務の効率化等とあわせて検討するという内容のもので、ここにきてとんとんと、まさに業務委託ありきで、PTAあるいは学校給食の運営委員会等々で、もう地ならしができてきているというような状況であります。部長の話では、選定に当たっての仕様書、公募・プロポに向けての仕様書作成に着手をされたということになってきた。やはり本委員会においても、やはり業務委託の問題について、きちっと議論をしておく必要があるというふうに私は、この間言っていました。

私は、やはり学校給食法という、本当に子どもたちの心身の健全な発達に資する、そういう施設として、本当に厳しい厳しい内容になっているわけでありまして、そういう法の求める目的が業務委託によって達成されるのかどうか、非常に疑問に感じているわけでありまして。どういうんですか、実際に業務委託ありきで進んでいるわけで、ここでやはり議論をしておかなければ機会を失するというお伺いしておきたいと、こういうふうに思うんです。

1つは、ほんまに子どもたちの心身の健全な発達に資する食に関する正しい理解と適切な判断を養う、学校給食法が求めているそういう目的がどのように達成できるかというのは非常に疑問であります。これまで長い長い歴史の中で、本当に子どもたちがおいしい給食を、本当に毎日楽しみに来られていると。また、たまには地元の農産品も使って給食をつくるというふうに、本当に長い長い歴史の中で、調理員さんの努力、栄養士さんの努力によって今

日が築かれてきているんです。ほんまに評判がええんですね。それがね、どのように変わっていくのかということ想像すると、ちょっと本当に不安になる。例えば、今、意向調査をし、これから個別面談をしていく。これまで長年調理に携わり、本当に評判のいいおいしい給食を安全な給食をつくってきた調理員さんが、どういうふうに委託にかかわっていくのかというのが心配です。嘱託の方、パート、アルバイトの方がいはると思うんですが、この方たちが本当に、もし委託するということになれば、たくさん残ってもらわないと、これまでのメニュー、これまでの、どういうんですか、おいしい給食が本当に引き継がれていくのかというのが心配になってくるわけです。現状はどうなっているのか、まずお伺いしておきたいし、やはり市はその作成に当たっては、そういう方々の雇用がきちっと待遇の面でも給料の面でも確保されるということが、当然私は求められるというふうに思います。

さらに当然、今言いました、おいしい評判のいい給食メニューが、何種類ありますか、その中でおいしいのが幾らかはわかりませんが、そういうメニューが、本当に委託業務によって提供していくことが可能なんですか。あるいは、食育基本法ができて、本当にこの学校給食法にも食育が、課題が規定されている中で、業務委託というそういう限られた条件の中で、子どもたちに、学校へ行って、学校給食センターの役割とか、食事の果たす役割とか、調理員さんを初め栄養士さんがそういうことがちゃんとできていくのかという点も心配でありますし、こういうことはきちっとしておかないかんというふうに思います。

また、災害のとき、この間藤井本委員が、学校給食調理場が果たす災害時の役割という形で提起されていますけども、私も大事だと思います。今、文科省が、学校給食センターが、災害時に、いわゆるもちろん給食センターだって被害を受けるわけですから機能をしないことがありますけれども、やはり条件で、文科省だって耐震化をしなさい、ちゃんと食物の備蓄もできるようにしなさいというふうになってきているわけです。だから、これはこれとしてちゃんと対応していかないかんし、そういう非常時の食料の提供という点で、本当に委託で対応できるんですか。東日本大震災のときに言われているのは、やはり直営の学校給食センターの立ち上げが一番早かったと言われますし、やはり本当に近所の方々が調理員として働いていただいているわけですから、施設、設備、あるいは電源というか熱源が確保できれば、すぐにでも対応できると、できたということなんですね。本当にそういう優れた条件があるんですけど、これが業務委託することによってそういう災害時の対応が可能なのかどうか、協力連携して炊き出しができるのかということなんかを、これはやっぱりきちっと対応していただかなきゃならない。これが直営だったら本当に文句なしに対応することができる。もちろん電気が来ない、あるいは、どういうんですか、もう釜が壊れちゃったというたらあれですけど、そういう条件さえ整えば、対応ができるということなんですね。そういうことがどれだけ議論をされているのかということもお聞きをしたいわけです。

やはり民間の事業者というのは、これはやっぱりもうけなければなりません。稼がなければなりません。学校給食センターの委託ということになれば、何をもって利潤が上げられるかという、これはまさに人件費です。手間ですね。やはりそういう状況からしたら、本当に子どもたちにおいしい、安全な、そういう食べ物を提供していくという基本的な役割から

したら、大丈夫なのか、ということが言えるわけです。そのためには、やっぱりそれは2年3年で辞められたら困りますし、また転勤されたら困るわけですね。やっぱり安定した職場の体制をきちっとつくってもらような仕組みもつくってもらわないかんわけです。

これは先ほど部長が、地産地消というか、地元の、奈良県を含めて、県内を含めてということで、JAなんかにもいろいろ情報収集に行ってはりますけれども、これはJAでしたら、それはジャガイモにしたってキュウリ、ナスビにしたって、産直の品物を、ええ形のをぱっと持ってきてくれるかわかんけども、葛城市やこの近辺から寄せたそういうものは、そんなちゃんとしたものちゃいませ。それらをどうやって。現状だったら、さあ調理員さんが自分で皮をむいたり処理をしたりして、それはもうそういう形で、2つですからできることはない。規模が大きくなるからより一層そういうものが困難になり、何でも皮むきの機械とか、やっぱりそういう形でしかできなくなる。そういう地産の品物をやはり本当に給食として提供しようと思ったら、これは手間がかかるんですね。これは手間がかかるんですよ。これを言うてるねん、とにかく仕様書にやな、こういうことをきちっとやっぱりしとかなあかん。一々聞いとられへんや、もう時間がないから。

そやから、言うとかから、これからまた聞いてくる、どないすんねんと言うてきますから、今言っていることを、本当に真剣に、原課中心に考えていただきたい。そうでなかったら、ああ、やっぱりあのとき委託せんと直営でいっといたらよかったというのでは、これはもう部長はもうあと1年、もう今年でか、定年退職でもうおらへんと、こんなんじゃ困るわけや。やっぱりそれはもう後世に残るような施設であつたり、調理体制であつたり、やはりアレルギーだってそうでしょう。一人一人の誰それ、何組、何年何組の誰それさん、そこまできちっと届けないと、こんなもの、つくっただけで、というわけにはいきません。それは届けることだってほんまに大変なことなんですから、そこはやっぱりちゃんと担保できるように、仕様書でしっかり書いて、それに応えられるというものでなければ、最低、これはもうだめです。ほんまに後で後悔するというふうに思います。

委員長もちよつともじもじしてきましたので、きょうはこの程度にしときますけれども、やはり大切な大事な政策決定のことですから、議論をして、どっちの方がええねんという議論をした中で、いいものをつくり出していったら、ということで進めればいいんじゃないかというふうに思いますので、一応この程度で終わります。質疑質問ではありません。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今、白石副委員長からもありましたけど、この間給食センター建設に向かって、私は防災の災害時のときの対応、これは給食センターの役割ですよと文科省から出されているわけですよね。これを葛城市として独自で考えてくれと、盛り込んでくれということはこの間、2回3回以上言ってきたつもりです。全国的にも給食センターの建設計画とかいろいろと今やられている、新しく取り組まれているところを見ると、やはり計画の中に災害時の対応というのが載っている。葛城市がつくられているのか知らないし、それが盛り込まれているのかどうか分からないんですけども、今これだけ災害のことがやかましく言われ、また文科省

からの指導があるのであれば、それとまた、先ほどありましたように国からの交付金もいただいた。それをそこへどうのというのではないけども、今、文科省と話をしてみますと、災害時の対応ができるようにという指示を出しながら、それに対する、例えば食品の備蓄倉庫をつくったらそれに対する補助があるのかということ、ないということです。これは平成16年から平成17年のときに三位一体の改革まではあったらしいけども、権限移譲ということではなくしましたということ、昔おっしゃっていましたが、ぜひともこれは市長、考えに入れていただきたい。答弁は結構で、もう余り何回も言わないでいようをお願いしたいと思います。

あと2点目、アレルギーのことはまあいいです。

あと1つ、私なりの思いとしておきたいんですけど、この給食センターは市民の子どもたちまたは保護者の方は楽しみにもされている部分がございます。その中で、割と早いテンポで進んできているというように私は認識をしています。これはかなりの努力というものが担当部局に、または理事者等にあるのかなというように評価しているんですけども、これも全国的などうか周りを見渡してみますと、どうですか、例えば葛城市でもクリーンセンターを新しくつくるのにクリーンセンター準備室とかいうのをにつくって、そこへ専念してもらってやられていると。ちょっと気づいたんですけども、給食センター建設も、葛城市の場合、新庄町も當麻町も古くから給食センターがありましたから余り気づかなかったんですけども、今新たに建てられているところがそういう準備室とかいうのをつくって、アレルギーの問題、またいろいろな大きないろいろな問題について、取り巻く問題についてやられているという部分があるんですけど、そういったところは、来年4月以降に2つのものが移行されるわけで、そういったところはお考えなのかどうか。これは市長がどういうお考えなのかというのをちょっとお聞きしときたいなと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 先ほどからいろいろな委員から要望をいただいております、それも十分に検討して、災害時の部分についても考えていきたいというふうに思っておりますし、先ほどもちょっと指示をしておりましたけれども、業者選定の過程の中で、プロポーザルの中で入れていくのかどうか分かりませんが、選ばれた業者と災害時の応援協定をきっちりやっぱり結んでいって、中だけじゃなくて外からも応援してもらえよう体制をとっていくということも大事だろうというふうに思います。

また、各建設の事業について準備室等、少ない人員の中でみんなに頑張ってもらっているというふうに思います。大きな都市のように職員がたくさんいれば、その中からPTだとか準備室だという形で招集をし、選任をしていただくということもできるわけでございますけれども、本当に限られた人員の中で、この給食センター建設に当たっては、1名、2名ほど人事異動をさせていただいて、増強という形で対応させていただいておるところでございます。その方々にしても、他の業務も若干兼任をさせていただいているところの中で、全体的なマンパワーが少ないという状況の中で頑張ってもらっております。その方々が十分に今、頑張ってもらって努力をさせていただいておりますので、これで乗り切ってもらいたいと。

この新市建設計画の事業がとりあえずひと段落すれば、改めて腰を据えて次の事業に対応していくための体制というのは考えていけるのだらうと思いますけれども、とりあえず今の状況の中で対応させていただいているというところでご理解をいただきたいというふうに思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。災害にことについて今後検討して行って、また協定等の件も考えていくということで、具体化に向けて頑張っていたきたいと思います。

私は、何というか、いわゆる組織の中、そんなところまで踏み込もうとしているんじゃない。ただ、やっぱり給食センターが新しくできるとなると、市民の待ち遠しい気持ちとか、非常に難しい部分というのもあるかと思いますので、そこは大切な事業で、きれいに完成をしていただきたいという意味合いからそのように申し上げただけで、短期間ですけど、もう完成まで間近になって、そこに注力をしていただきたいと、こういう意味合いを思っただけであれば結構です。

以上です。

西井委員長 ほかに。

副委員長。

白石副委員長 市長の方からマンパワーの問題が、少ない人数で本当に大事業をやっているというふうなことでお話がありましたので、私は事業をやるということだけではなくて、直営であれ、委託であれ、来年の2学期から、新しい設備、施設で、事業もきちっとして、本当に対応していくということがないとこれはもう大変だなと。さっきちょっと冗談で言いましたけども、田中部長もこれはおらへんのと違うの、嘱託でいるかもわからん。高橋課長もそうかいな。こんなの考えたら、これは大変やなと。市長がほっとその話をしたから、「ああ、なるほど、これはほんま大変だ」と。やはりちゃんとした、市長はマンパワーがないからそんなあれだと言っていましたけど、本来ならば準備室をつくって、やはりどんな体制で進めていくにかかわらず、やはり何よりも子どもたちに対してきちっとした、初日からおいしい給食を提供していくということはやらないかんわけですから、そこを外してはならないというふうに感じました。

それともう一つおまけに、肝心なことを忘れていた。やっぱり職業安定法の施行規則、あるいは請負契約法、偽装の委託であり請負でありの、これはやはり業務委託ということであれば、選択するということであればこれは避けて通れないことでもあります。どういう体制をつくってやっていくのかということもきちっと考えていかないと、この問題はクリアできないというふうに思います。これはなかなか難しいというふうに思いますね。大会社でも今はこんなものが起こってくるわけで、ぜひちゃんと対応を、私がこんなことを言うたらあれですけども、「できるんですか」ということを言うっておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件についても本日はこの程度でとどめたいと思います。

お諮りいたします。新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、新クリーンセンター建設計画にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員の川村議員、何かございますか。

(川村議員の発言あり)

西井委員長 これにて委員外議員の発言を終結いたします。

本日は9時半から委員会を開催させていただきましたところ、慎重審議で5時前ということになってきましたが、また若干休憩をとりながら協議会を行いますので、また大変お疲れのところ、できるだけスムーズな形で協議会をさせてもらいたいと思います。

とりあえず委員会としては本日はどうも皆さん方ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後4時47分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚